

豊岡市観光自主財源検討委員会 第3回

日時：2026年2月10日（火）14:00-16:00

場所：市役所本庁舎 3階 庁議室

次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - (1) これまでの議論の振り返り
 - (2) アンケート・ヒアリング・勉強会の開催結果
 - (3) 観光自主財源の制度設計（案）と「活用」の方向性
 - (4) 「(仮称)豊岡市観光自主財源導入計画」の骨子（案）
 - (5) その他
4. 事務連絡
5. 閉会

配布資料

- 次第（裏面：委員会名簿）
- 資料 1-1 これまでの議論の振り返り
- 資料 1-2 第2回豊岡市観光自主財源検討委員会 議事録
- 資料 2-1 来訪者アンケートの結果
- 資料 2-2 事業者・地域へのヒアリング結果
- 資料 2-3 勉強会の開催記録
- 資料 3 観光自主財源の制度設計（案）と「活用」の方向性
- 資料 4 「(仮称)豊岡市観光自主財源導入計画」の骨子(案)

これまでの議論の振り返り

これまでの議論の振り返り

1. 共通認識（概ね方向性が固まった事柄）

（1）導入する財源の種類

- 優先度の高い観光自主財源は「宿泊税」
 - ・ 財源規模や安定性、制度構築の実現性等から、豊岡市に適した観光自主財源は「宿泊税」が有力であると考えられる
 - ・ 入湯税（超過課税）や駐車場税については、中長期的な選択肢として位置づけられる

（2）税額（定額・定率）

- 「定額制」が有力：
 - ・ 定率制はインフレに強い等のメリットがあるものの、泊食の分離が難しい商慣習（1泊2食付等）や、小規模事業者の事務負担を考慮すると、「定額制」が有力であると考えられる

（3）管理・運用の仕組み

- 用途条例の制定：
 - ・ 用途を観光振興に限定するためには、用途条例を制定すべきである
- 基金化による管理：
 - ・ 税収は単年度で使い切るのではなく、「基金」として積み立て、市が歳入する他の財源と区分して管理・活用することが望ましい

これまでの議論の振り返り

2. 継続検討事項

(1) 具体的な税額と区分の設定

● 具体的な制度設計：

- ・ 定率制よりも定額制を有力とする（確認事項）
- ・ 上記の場合、一律なのか段階的とするか
- ・ また段階的の場合は税区分をどのライン（金額）にするか
 - * 極力シンプルにすべき、という意見が多数
- ・ 具体的な税額については、200円を最低水準とし300円も検討する
 - * 検討材料とし、財源規模や全国的な動向を整理する

(2) 税の配分

● 具体的な配分割合：

- ・ 全市共通枠・エリア別枠の配分割合
 - * 全市共通枠15%のパターンを希望するとの意見があったが、この点については、引き続き議論していく

(3) 既存税等との調整

● 多重負担の調整：

- ・ 宿泊者の負担増に対し、入湯税を減額すること等による負担調整
- ・ 宿泊税・入湯税・温泉入浴料の併用について、説明しやすい形に整理

(4) 意思決定プロセス

● 使途の決定と検証：

- ・ 集めた財源を何に使うかを定める意思決定の仕組みや、効果を検証する仕組み（使途条例の策定含む）の構築

(5) 事業者支援

● 事務負担の軽減事例：

- ・ 小規模・高齢事業者が多い地域や、宿泊が少ない地域での徴収コスト（システム導入等）に対する具体的な支援策の事例共有

本日
(第3回検討委員会)
の【資料3】にて議論

次回以降の
検討委員会
にて整理・議論

日時：2025年12月23日(火) 13:00-15:00

場所：市役所本庁舎3階 庁議室

<出席者>

委員： 高宮 浩之 委員長（豊岡ツーリズム協議会）
山田 雄一 副委員長（立命館大学大学院教授）
西村 総一郎 委員（一般社団法人日本旅館協会）
大西 伸弥 委員（城崎温泉旅館協同組合）
今津 一也 委員（日和山観光株式会社）
鷹野 真佐子 委員（温泉民宿久兵衛） ※欠席
川原 周子 委員（有限会社そば庄）
羽尻 智子 委員（株式会社シルク温泉やまびこ）
池田 俊介 委員（アドバンス株式会社）
小坂 祐司 委員（全但バス株式会社）
島津 太一 委員（一般社団法人豊岡観光イノベーション）
松宮 未来子 委員（一般社団法人マチノイト） ※欠席
中島 丈裕 委員（神鍋ハイランドホテル）

オブザーバー：豊岡観光協会

一般社団法人城崎温泉観光協会
一般社団法人たけの観光協会
一般社団法人日高神鍋観光協会
特定非営利活動法人但馬國出石観光協会
一般社団法人但東シルクロード観光協会
兵庫県但馬県民局県民躍動室地域振興課

事務局： 豊岡市観光文化部観光政策課

受託事業者： 公益財団法人日本交通公社

1. 開会

2. あいさつ

※高宮委員長から開会にあたっての挨拶

3. 議事

(1) 前回委員会の振返り

※配付資料1に沿って豊岡市から説明

(質疑なし)

(2)観光振興財源の選択 (案)

※配付資料2-1に沿ってJTBFから説明

高宮委員長

○具体的な内容について、今回はより突っ込んだ議論を行いたいと考えている。

西村委員

- 駐車場に係る税は馴染みが薄く、検討の軸は宿泊税又は入湯税（超過課税）になると考える。入湯税は温泉がない地域では対象にならないため、市域全体で考えるなら宿泊税が適していると考ええる。なお、入湯税（超過課税）と宿泊税を併行して課すかは慎重な検討が必要である。
- 宿泊税を2%で設定した場合の試算の額が実体よりも多いようにも思えるが、定率制の試算前提条件（素泊まり料金の考え方）を確認したい。

JTBF

○現時点では、各宿泊施設の食事付等の料金内訳を精緻に把握できていないため、城崎地域は素泊まり価格平均単価2万円、城崎以外は1万円と仮置きして試算している。

中島委員

○神鍋エリアでは温泉施設が少ないため、入湯税より宿泊税の方が適している。

大西委員

- 城崎温泉旅館協同組合の理事会で意見を聞いたところ、宿泊税導入は地域・観光のために必要との意見が9割程度となった。
- ただし、導入する場合は、観光振興に限定して活用する旨を条例等で明確化してほしいという意見がでている。併せて、徴収事務は宿泊事業者の負担となるため、既存の負担（入湯税・温泉使用料）との関係も含め、できる限り説明しやすい形に整理してほしい。

高宮委員長

○駐車場に係る負担は直ちに排除するものではないが、財源規模や制度構築の負担を踏まえ、当面は宿泊税及び入湯税（超過課税）を軸に議論することで概ね了解を得たと理解している。

(3)観光振興財源の選択 (案)

※配付資料2-2に沿ってJTBFから説明

高宮委員長

○最初に私から事務局に確認だが、宿泊税は年齢による免除がないということでよいか。入湯税は12歳未満が課税免除であると理解している。

JTBF

- ご理解のとおり、宿泊税で年齢による課税免除を設定している例はほとんどなく、その場合は年齢にかかわらず全員課税される。なお、熱海市では小学生以下を課税免除としている例がある。

西村委員

- インフレ局面では定率制の意義は理解できるが、旅館では部屋代と食事代を分けないことが多く、定率制は運用面でハードルがあるため、定額制の方が現実的と考えている。入湯税や温泉使用料が定額であることとの整合も考慮が必要である。

島津委員

- 入湯者数ベースで配分すると城崎の割合が大きくなる。宿泊者数に基づく宿泊税の方が公平性の観点で適当ではないか。
- 制度として正しいこと（弾力性等）と、事業者が実務として回せることは別であり、現場負担を踏まえると定額制が現実的と考える。
- 修学旅行等に関する課税免除については、必須ではないと考えている。

山田副委員長

- インフレ対応や将来の税率変更の負担も踏まえて、定率制・段階定額制を含めて検討する必要がある。また、段階定額制でも素泊まり宿泊料金の把握・区分が必要となることに注意が必要である。
- 一方で、特に城崎地域における入湯税及び温泉使用料との併用や商慣習（1泊2食付等）を踏まえると、定額制の方が豊岡市に馴染む可能性もある。

中島委員

- 神鍋エリアは、小規模事業者や高齢の事業者も多く、定率制や段階定額制は事務負担が大きい。手書きでの会計処理も見られるため、定額制が現実的ではないか。

大西委員

- 宿泊料金に税が含まれているケースもあり、事業者の負担とならないよう配慮が必要である。
- 申告・納付の具体的な運用（報告頻度、様式、電子化等）について、イメージが持てる情報提供があればいただきたい。

山田副委員長

- 定率制の場合、旅行会社等への卸の段階で宿泊税の値段が確定する。
- 厳密に運用しようとする、段階的定額制であっても同様の運用が必要となる。

JTBF

- 申告は毎月を基本とする自治体が多い。小規模事業者は承認を得て四半期ごととする例もある。また、申告方法については、エクセル様式や電子申告を用いる方法等があり、自己申告に依拠する。

羽尻委員

- 入湯税より宿泊税が望ましいと考える。定率制は税収増が見込めるが、事務負担の観点から定額制が現実的ではないか。

池田委員

- 徴収事務の負担が大きく感じられる。将来的にはETCのような仕組みを使った滞在税等、よりシンプルな徴収の仕組みも検討余地があるのではないか。

小坂委員

- 徴収する場合は、用途を含めて納得が得られる説明が重要である。

川原委員

- 出石は宿泊施設が少ない。また、徴収主体となる事業者側の負担が課題である。システム導入支援等の具体的な支援策がないと難しいのではないか。

山田副委員長

- 国外事例として、宿のグレードにより額を設定する方式（フランス等）がある。なお、こちらの制度を日本で導入しようとする場合、国内において前例がなく、導入のハードルが高い可能性がある。

西村委員

- 段階的定額制とする場合、例えば「5万円を超えたら別区分」といった大まかな段階設定は検討し得る。ただし複雑化は避けるべきである。

今津委員

- 定率制は計算が複雑で、宿での集計が困難である。段階的定額制も複雑化すると運用が難しい。

大西委員

- 段階的定額制を導入する場合、例えば「1万円以下100円、5万円以下200円、5万円超500円」といった具体的な設定が考えられる。ビジネス利用等については200円程度を負担してもらおう考え方もあり得る。

西村委員

- 個人的な感覚としては、最低水準は200円程度が一つの目安で、段階もなるべく少なく設定すべきではないかと考えている。

山田副委員長

- 負担増への対策として、入湯税を完全にゼロにすることはできないが、入湯税を例えば50円に減額し、宿泊税を導入することによる全体的な税負担を調整するという選択肢も考えられる。

島津委員

○段階を細かく設けるのであれば、結局は定率制と同じ課題が出てくるので、段階的定額制の場合でもできるだけシンプルにしたほうが良いのではないかと。

高宮委員長

○総論として、宿泊税が有力であり、方式としては一律定額制が比較的支持されているとの整理となった。段階的定額制の可否や具体的な税額水準等は、引き続き次回以降も検討する。

(4) 観光自主財源「活用」の方向性（案）

※配付資料3に沿ってJTBFから説明

高宮委員長

○今度は活用の側面について、議論いただきたい。

大西委員

○全市共通枠は15%程度、エリア別枠は85%程度とする案が現時点では妥当と考えている。

西村委員

○城崎温泉では、車両流入抑制、フリンジパーキング整備、巡回交通等の複数年度にわたる取組が想定されるため、基金として積み立て、計画的に活用したい。

JTBF

○宿泊税収は基金として貯蓄し、単年度事業だけでなく計画的に活用することを想定している。

今津委員

○課題が明確で投資方針が描けている地域もある一方で、何に使うか定まりにくい地域もある。

高宮委員長

○地域ごとに状況や課題が異なり、方向性が明確な地域もあれば定まっていない地域もある。税収の用途や意思決定主体をどう定めるかが重要であるが、エリア別枠の配分または全市共通枠の配分をどうするか議論も含め、意見交換を深めてほしい。

島津委員

○全市共通枠の定義や配分割合の根拠を説明できるよう整理が必要である。また、意思決定と検証の仕組みをしっかりと設計したい。

中島委員

○税収が多いエリアが価値のあるエリア、税収が少ないエリアが何もできないという構図は避けるべきである。

山田副委員長

- 定額制の場合、宿泊者数の増加が税収増につながるため、城崎の需要平準化と、他地域の宿泊者数増（競争力向上）を両輪として「パイを大きくする」視点が重要である。
- 税収予測ラインを設定し、上振れ分を一定程度、貢献地域に還元する等の仕組みも検討余地がある。
- 納税者の納得性を得るためにも、用途を明確化できるような用途条例の策定が重要である。

今津委員

- 税金を集めた際の管理方法について、どのように管理するのか確認したい。

JTBF

- 基金に積み立てることで、他の財源とは財布を分けて管理をしていくことが想定される。

4. 事務連絡

※次回は2026年2月10日(火) 14:00～開催

5. 閉会

以上

来訪者アンケートの結果

1. 目的

- ① 観光財源（新税）を導入した場合の来訪者の支払いへの意識を把握する。
- ② 前回来訪時の宿泊単価を把握し、税金シミュレーションの参考とする。

2. 対象

- 過去5年程度以内に豊岡市への来訪経験のある方

3. 調査方法

- リサーチ会社が保有するインターネットパネルを対象としたWEBアンケート
- 過去5年以内に豊岡市へ来訪経験のある500人を対象（フィルタリング設問により来訪経験を把握）

4. 把握事項

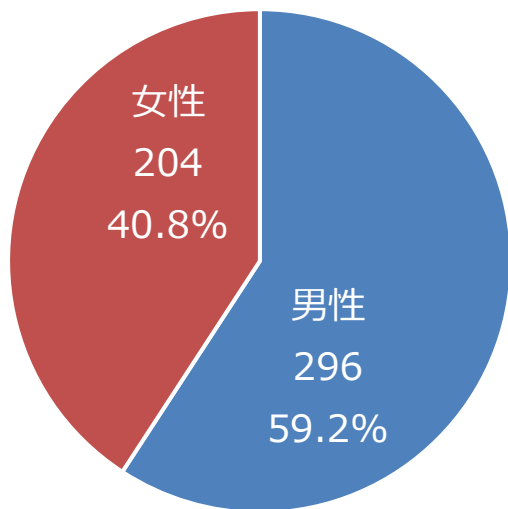
- 観光財源（宿泊税）が導入された場合の支払意向、導入による旅行先選定への影響など

5. 調査期間

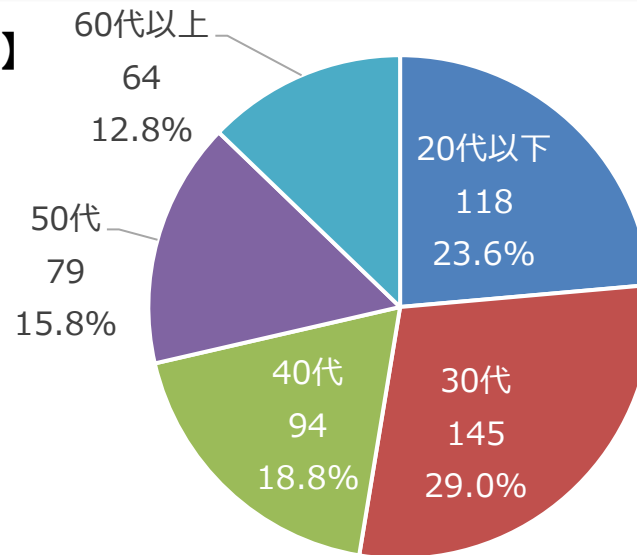
- 2026年1月27日(火) ～1月28日(水)

回答者の属性

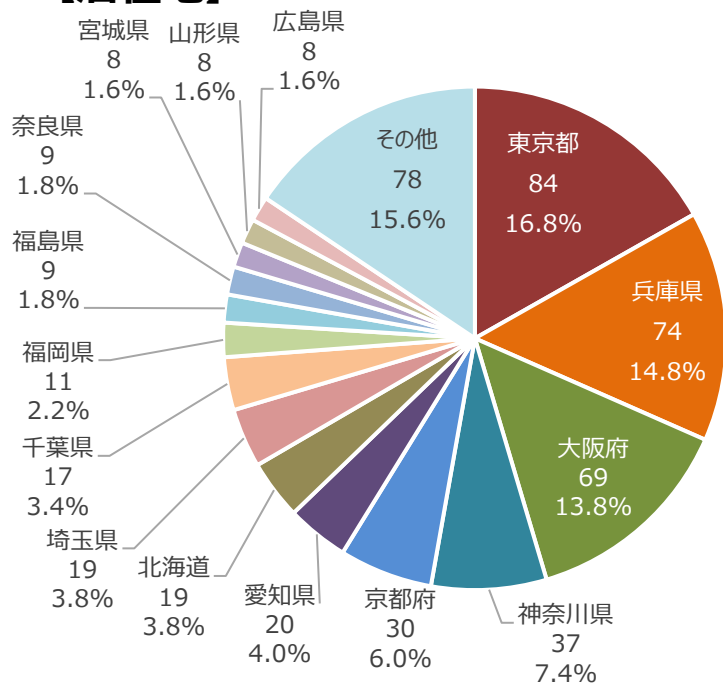
【性別】



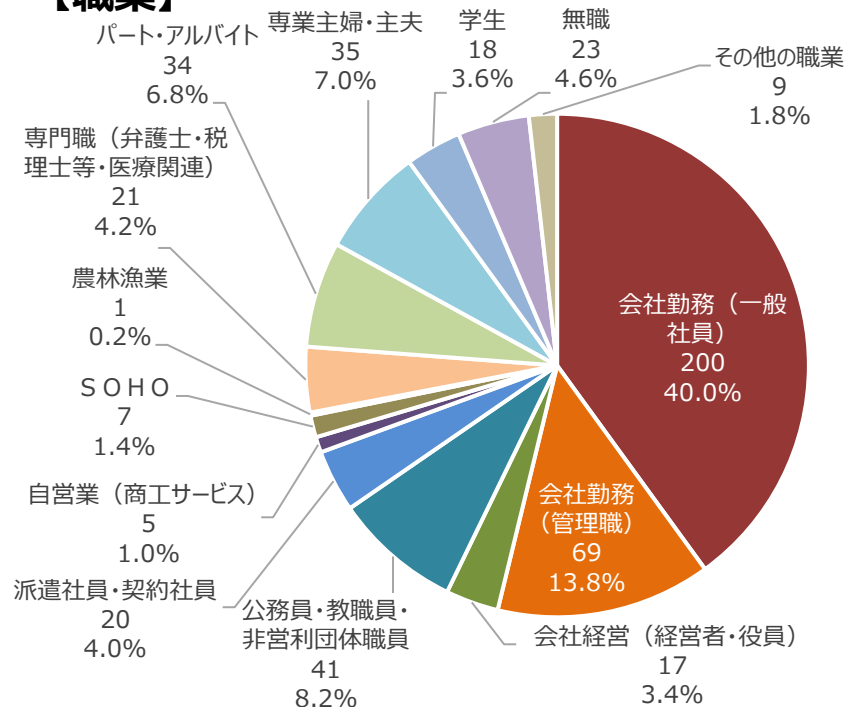
【年代】



【居住地】



【職業】

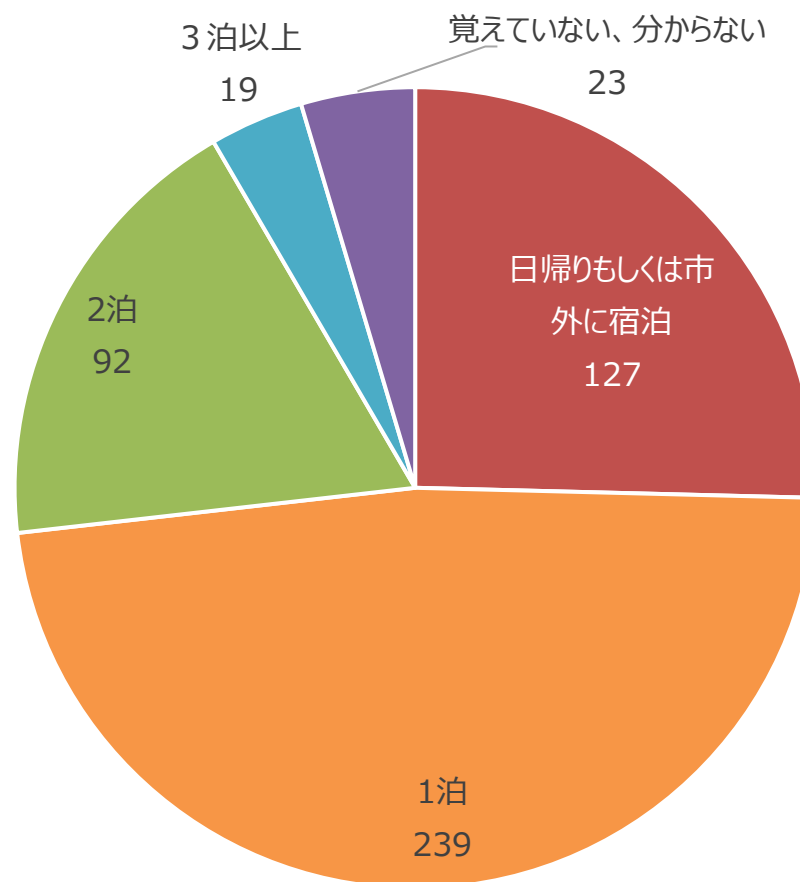


Q1

あなたは豊岡市に来訪された際に何泊しましたか。

		回答数	%
回答者数		500	100.0%
1	豊岡市内には宿泊していない (日帰りもしくは市外に宿泊)	127	25.4%
2	1泊	239	47.8%
3	2泊	92	18.4%
4	3泊以上	19	3.8%
5	覚えていない、分からない	23	4.6%

宿泊した人は計350人
(回答者の70.0%)

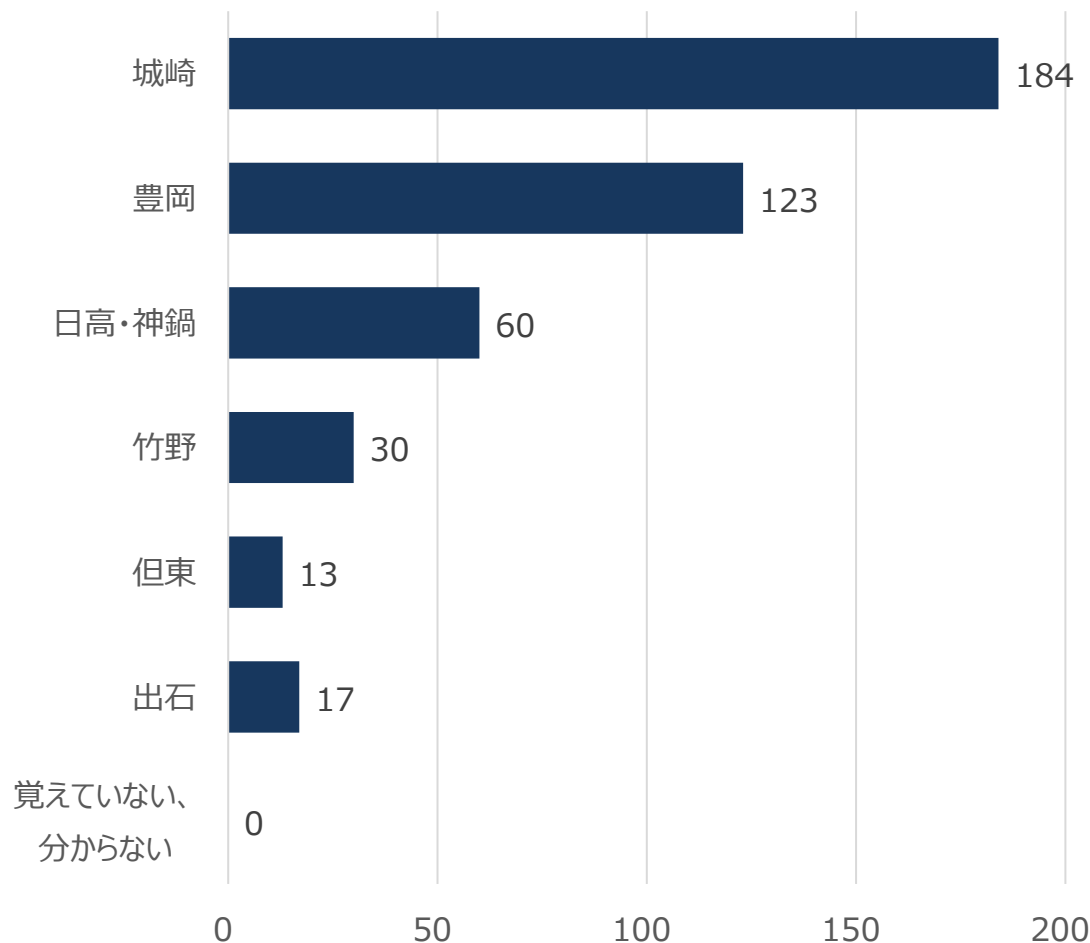


Q2

Q1で宿泊したと回答した人（350人）のみ
あなたは豊岡市のどのエリアに宿泊しましたか。

		回答数	%
回答者数		350	100.0%
1	城崎	184	52.6%
2	豊岡	123	35.1%
3	日高・神鍋	60	17.1%
4	竹野	30	8.6%
5	但東	13	3.7%
6	出石	17	4.9%
7	覚えていない、分からない	0	0.0%

※Q1で2泊以上と回答した場合は複数回答可のため、各回答の合計（427）と回答者数は一致しない

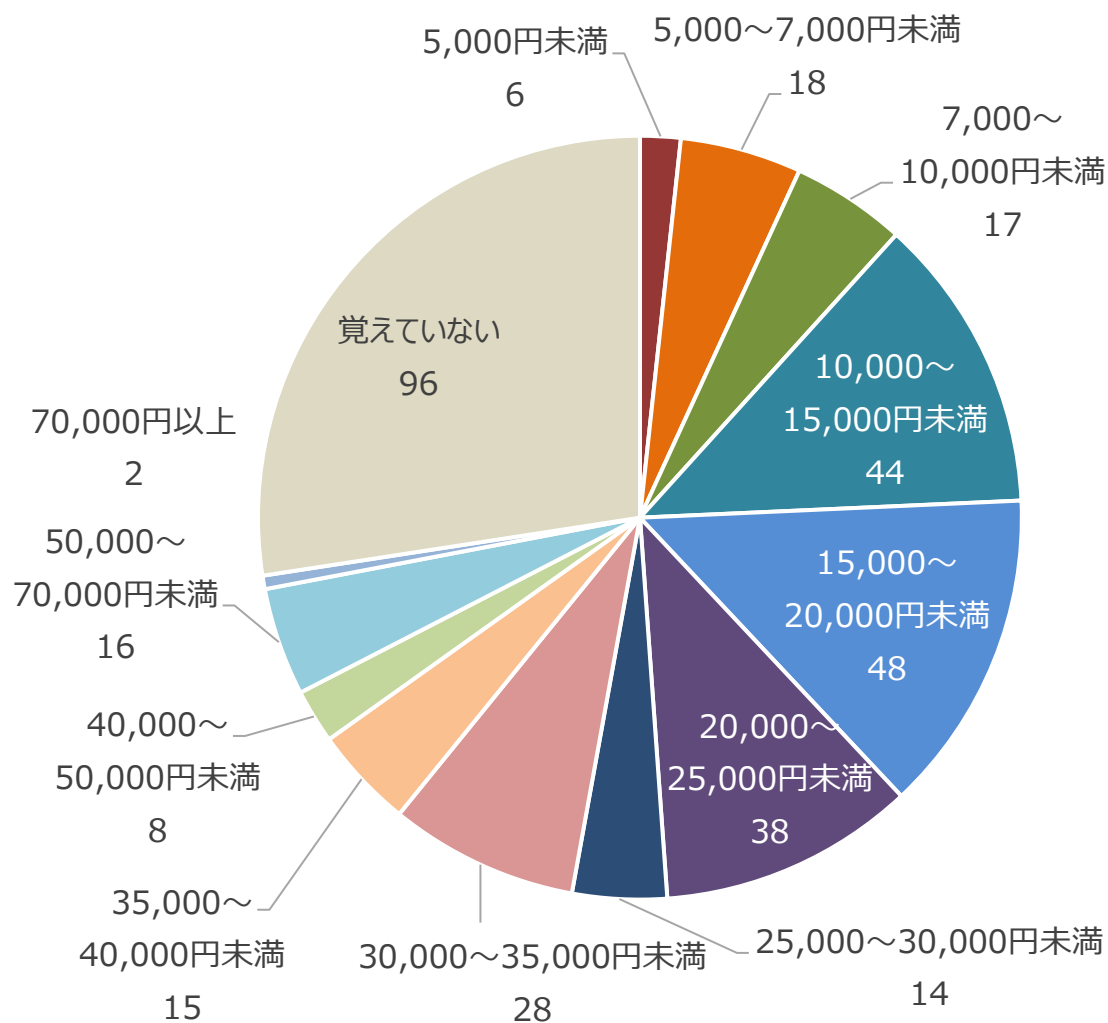


Q3

Q1で宿泊したと回答した人（350人）のみ 1人1泊の宿泊料金はおよそいくらでしたか。

		回答数	%
回答者数		350	100.0%
1	5,000円未満	6	1.7%
2	5,000円～7,000円未満	18	5.1%
3	7,000円～10,000円未満	17	4.9%
4	10,000円～15,000円未満	44	12.6%
5	15,000円～20,000円未満	48	13.7%
6	20,000円～25,000円未満	38	10.9%
7	25,000円～30,000円未満	14	4.0%
8	30,000円～35,000円未満	28	8.0%
9	35,000円～40,000円未満	15	4.3%
10	40,000円～50,000円未満	8	2.3%
11	50,000円～70,000円未満	16	4.6%
12	70,000円以上	2	0.6%
13	覚えていない	96	27.4%

平均値	¥21,030
最小値	¥1,500
最大値	¥98,000

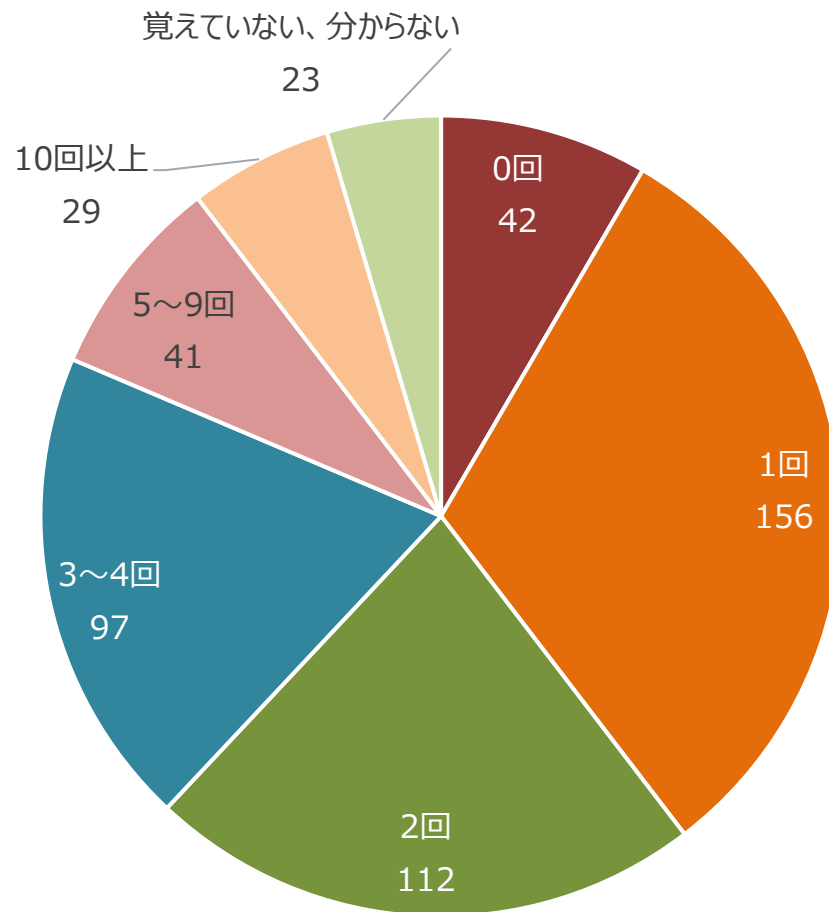


※食事代を含む場合があることに留意が必要

Q4

あなたは過去1年間に何回、宿泊を伴う旅行に行きましたか。（豊岡市以外への旅行を含む）

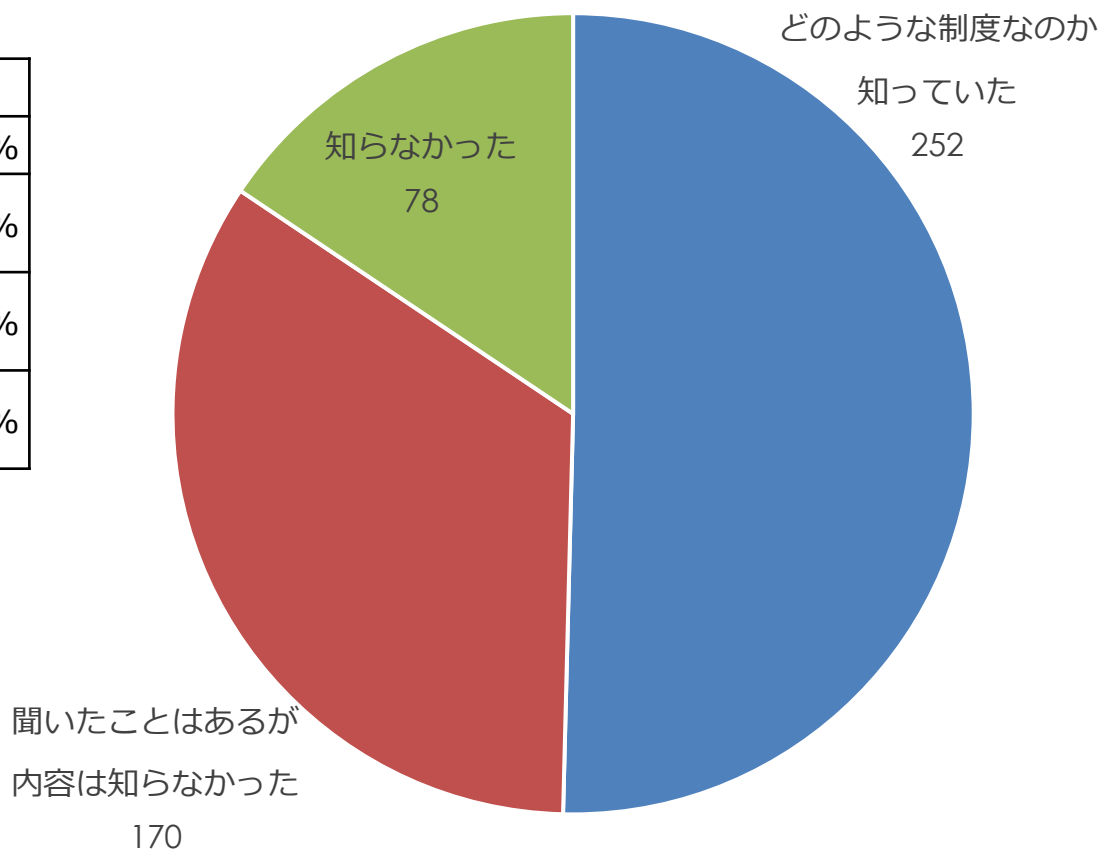
		回答数	%
回答者数		500	100.0%
1	0回	42	8.4%
2	1回	156	31.2%
3	2回	112	22.4%
4	3~4回	97	19.4%
5	5~9回	41	8.2%
6	10回以上	29	5.8%
7	覚えていない、分からない	23	4.6%



Q5

宿泊税は、宿泊行為に対してかかる税金で、近年、全国各地で導入が進められています。あなたは宿泊税について知っていましたか。

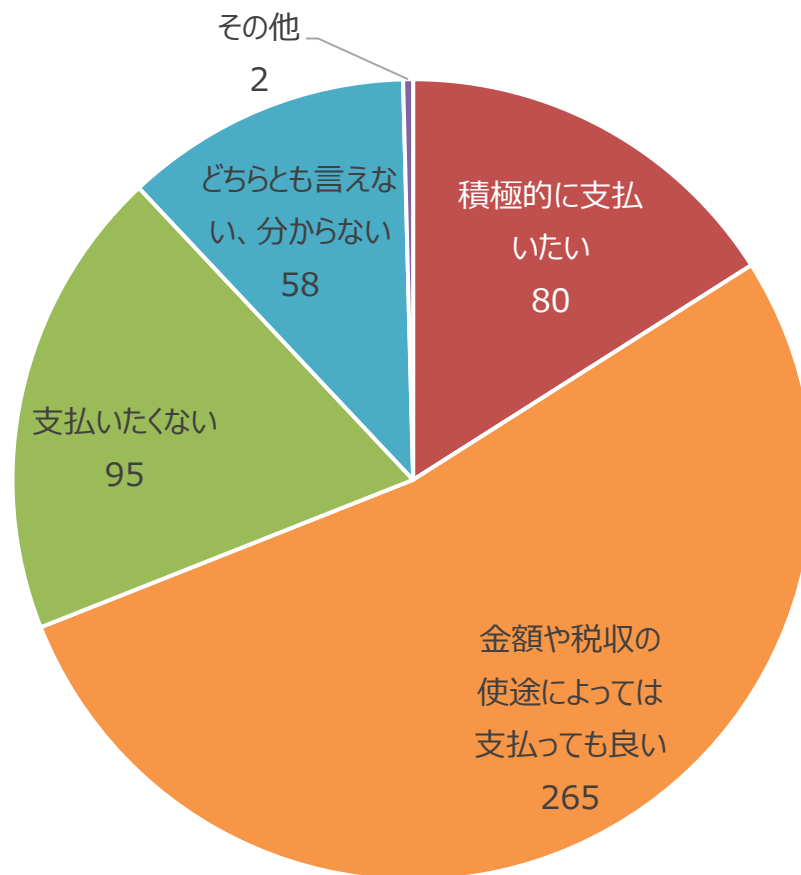
		回答数	%
回答者数		500	100.0%
1	どのような制度なのか知っていた	252	50.4%
2	聞いたことはあるが内容は知らなかった	170	34.0%
3	知らなかった	78	15.6%



Q6

宿泊税の税収は、その地域の観光振興や来訪者の体験価値の向上のために活用されています。あなたは旅行先での宿泊税の支払いについてどのように考えますか。

		回答数	%
回答者数		500	100.0%
1	積極的に支払いたい	80	16.0%
2	金額や税収の用途によっては支払っても良い	265	53.0%
3	支払いたくない	95	19.0%
4	どちらとも言えない、分からない	58	11.6%
5	その他	2	0.4%



Q7

Q6で支払いたくないと回答した人（95名）のみ 支払いたくない理由をお聞かせください。

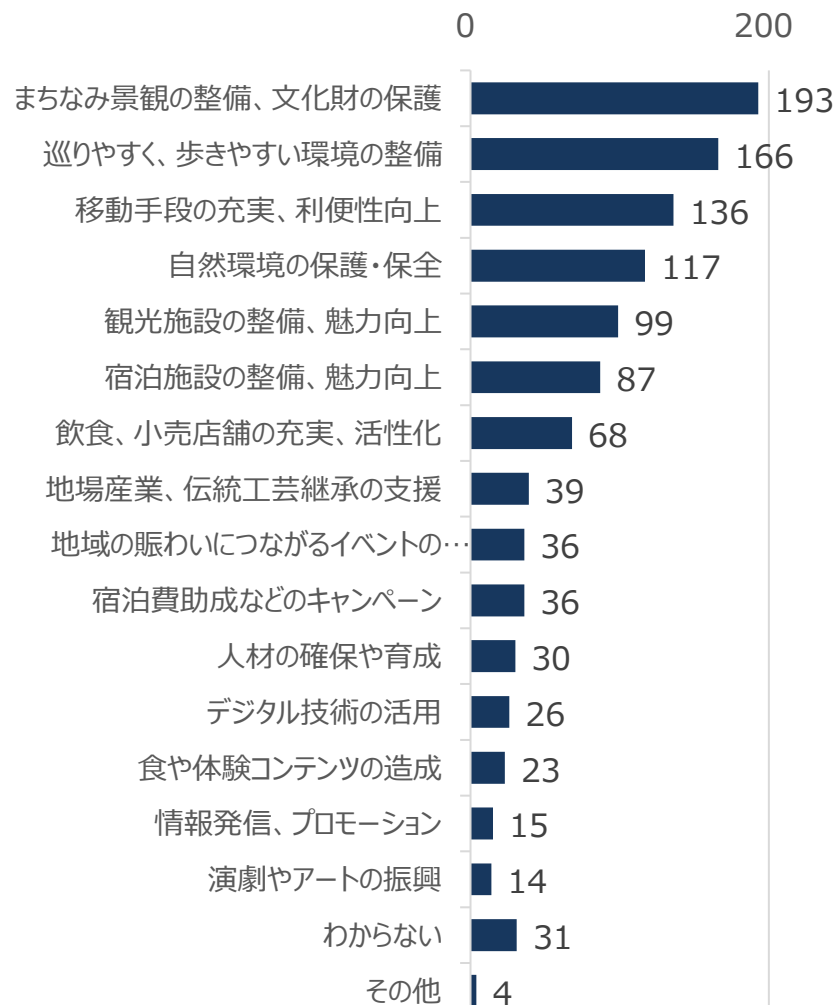
◆類似意見を要約

物価・宿泊費が上がっており負担に感じる／できるだけ安く抑えたい／余計な出費をしたくない／支払い総額が増えるから／お得に過ごしたい	30
なぜ税金がかかるのか理解できない、必要性を感じない	7
使途が不透明だから	6
税金だから／税金をとりすぎだから／税金は払いたくない	5
お金がないから	3
もったいないと感じる	3
現地に行くまでにお金がかかっているため	3
無駄だから	2
食費や土産など他のことにお金を使いたい	2
宿泊税だけを現地で追加で払うのではなく、予約時にまとめて支払いたい	2
宿泊費が値上がりし、入湯税もある上に宿泊税は取りすぎ	1
これ以上取らないでほしい	1

ありきたりだから	1
印象が悪いから	1
ビジネス出張が多いから	1
外国人から取るべき	1
宿泊税の仕組みがよく分からない	1
観光地の振興を妨げるから	1
観光地の発展で受益するのは居住者であるため、観光客が払うのは受益者負担になっていない	1
自力で頑張るべきである	1
宿泊費が安い方が観光客が多く来ると思うから	1
理由は様々ある	1
理由はない	13
理由は分からない	2
何となく	2

仮に豊岡市で宿泊税が導入された場合、宿泊税の使途として具体的にどのようなことに使ってほしいと考えますか。（3つまで）

※設問時の並び順		回答数
回答者数		500
1	移動手段（公共交通・宿泊施設の送迎等）の充実、利便性向上	136
2	地域内を巡りやすく、歩きやすい環境の整備	166
3	まちなみ景観の整備、文化財の保護	193
4	宿泊施設の整備、魅力向上	87
5	観光施設の整備、魅力向上	99
6	飲食、小売店舗の充実、活性化	68
7	コウノトリやジオパークなど自然環境の保護・保全	117
8	カバンなどの地場産業、伝統工芸継承の支援	39
9	地域の賑わいにつながるイベントの充実	36
10	演劇やアートの振興	14
11	サービス向上のためのデジタル技術の活用	26
12	人材の確保や育成	30
13	宿泊費助成などのキャンペーン	36
14	情報発信、プロモーション	15
15	食や体験コンテンツの造成	23
16	わからない	31
17	その他	4

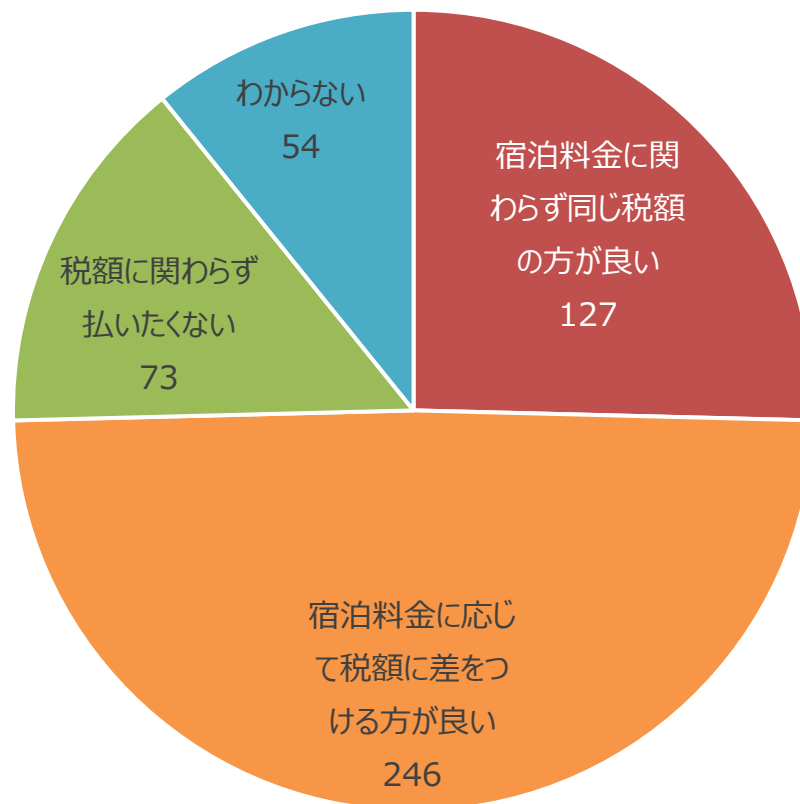


※複数回答可のため、各回答の合計（1,120）と回答者数は一致しない

Q9

仮に豊岡市で宿泊税が導入された場合、どのような金額設定が良いと考えますか。

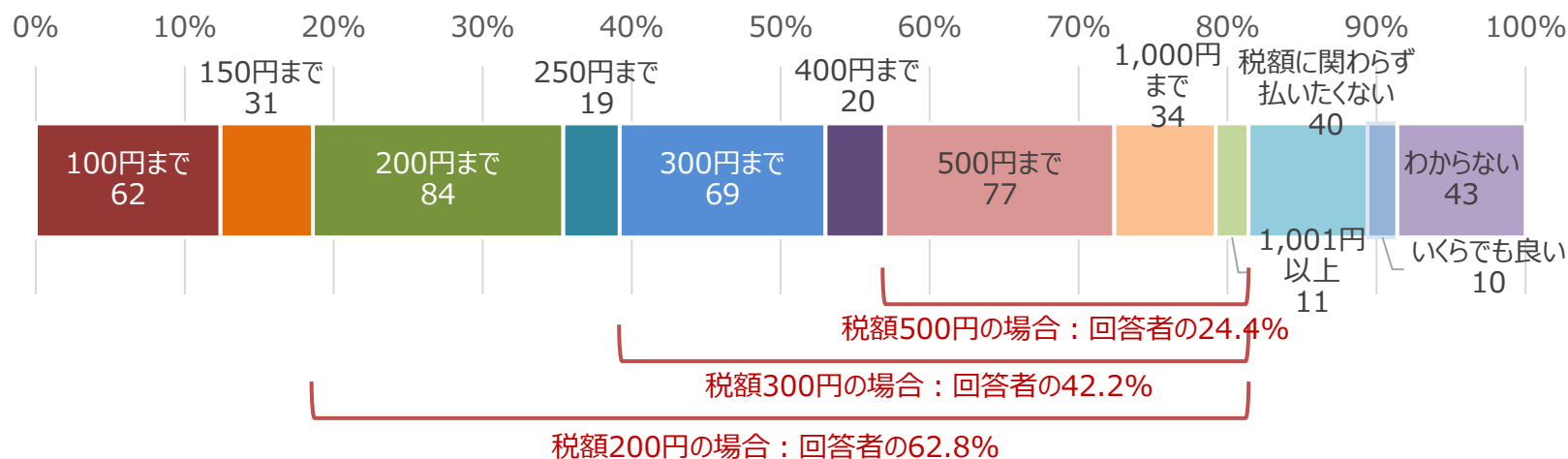
		回答数	%
回答者数		500	100.0%
1	宿泊料金に関わらず 同じ税額の方が良い	127	25.4%
2	宿泊料金に応じて 税額に差をつける方が良い	246	49.2%
3	税額に関わらず払いたくない	73	14.6%
4	わからない	54	10.8%



Q10

仮に豊岡市で宿泊税が導入され、Q8で挙げた用途に活用される場合、いくらまでなら支払っても良いと考えますか。1人1泊1万円程度の宿泊費を想定した場合の税額をお答えください。

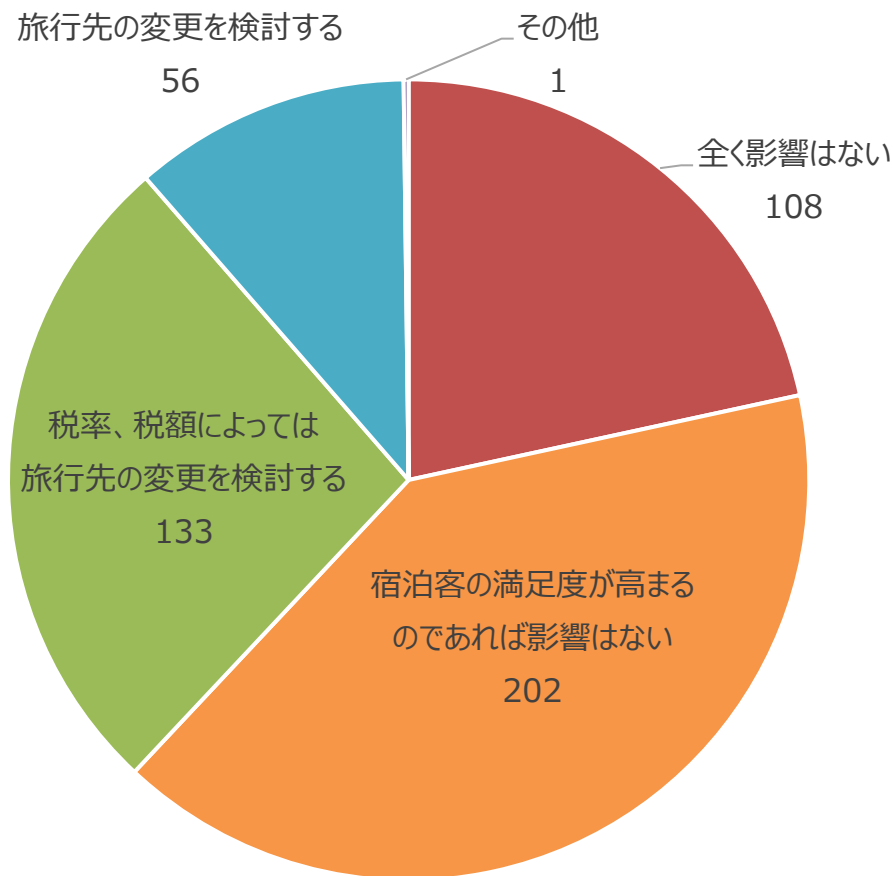
		回答数	%
回答者数		500	100.0%
1	100円まで	62	12.4%
2	150円まで	31	6.2%
3	200円まで	84	16.8%
4	250円まで	19	3.8%
5	300円まで	69	13.8%
6	400円まで	20	4.0%
7	500円まで	77	15.4%
8	1,000円まで	34	6.8%
9	1,001円以上	11	2.2%
10	税額に関わらず払いたくない	40	8.0%
11	いくらでも良い	10	2.0%
12	わからない	43	8.6%



Q11

宿泊税が導入された場合、旅行先の選定に影響はありますか。

		回答数	%
回答者数		500	100.0%
1	全く影響はない	108	21.6%
2	宿泊客の満足度が 高まるのであれば影響はない	202	40.4%
3	税率、税額によっては 旅行先の変更を検討する	133	26.6%
4	旅行先の変更を検討する	56	11.2%
5	その他	1	0.2%



事業者・地域へのヒアリング結果

ヒアリングの概要

1. 目的

- 観光自主財源の導入に向けた情報共有ならびに事業者、地域の意向の把握

2. ヒアリング内容

- 説明事項
 - 現在の検討状況、想定される観光自主財源の種類など
- 意見交換
 - 観光自主財源導入に対する意向、導入に向けた検討にあたっての要望、観光自主財源に対する疑問点・不安点等
 - 事業者単位、地域、豊岡市全体で取り組みたい事業
 - 観光自主財源の用途と配分の考え方
 - 新たな財源を導入した場合の入湯税、温泉使用料との棲み分けに対する考え方（温泉保有施設のみ）

など

3. ヒアリング実施日時と対象者

- 右表の通り

実施日	地域	対象者
2025年 12月2日(火)	城崎	城崎振興局城崎温泉課
	豊岡	ホステルアクト（ゲストハウス）
12月3日(水)	日高	神鍋温泉ブルーリッジホテル
	竹野	奥城崎シーサイドホテル
	竹野	take one（一棟貸）
	但東	シルク温泉やまびこ
	但東	八平（農家民宿）
	出石	ウインブルドン
2026年 1月20日(火)	豊岡	豊岡グリーンホテルモーリス
	竹野	休暇村竹野海岸
	城崎	城崎町湯島財産区
1月21日(水)	城崎	城崎温泉観光協会 会員事業者
1月28日(水)	豊岡	Hotel IKUE
1月29日(木)	日高	日高神鍋観光協会 各委員会代表者
	出石	5者会議（観光協会、まちづくり公社、商工会、皿そば組合、振興局）

ヒアリング結果のポイント

- **観光自主財源導入の必要性、可否について**
 - 仮に宿泊税を導入する場合、概ね前向きな意見が多かったものの、**使途を明確化することの重要性**や**事務負担に関する懸念点**が出された。（下記参照）
 - 一方で、支払総額が上がることによる**競争力低下などに関する懸念**の声もあった。
 - 宿泊客だけでなく、**日帰り客に負担いただく方法も検討すべき**との意見が出された。
- **宿泊客の理解について**
 - 入湯税（城崎は+温泉使用料）に加えて宿泊税を徴収することによる**宿泊客への説明の煩雑さ**、口コミにより**割高で余計な費用をとられるというイメージ**がつくことへの懸念があった。
 - また、多くの地域で**宿泊税の導入が進んでいるため、比較的**理解は得やすいのではという声があった。
 - 宿泊客の理解のためには**使途を明確にし、メリットを感じられるようにすることが重要**という意見もあった。

ヒアリング結果のポイント

・ 事務負担について

- 多くの事業者から徴収時の事務負担、宿泊客への説明（特に拒否された場合の対応など）に対する不安、課題に関する意見が出された。
- 特に、システム改修費用や決済手数料の負担、事前にオンライン決済が行われている際に宿泊税を現地で徴収する手間についての懸念があった。
- また、チェックイン、チェックアウトを無人化している施設では具体的な徴収方法について不安の声があった。

・ 使途について

- これまでの事業で投資された金額や、これから投資しようとする事業にかかる費用の明確化が必要という意見があった。
- 導入にあたっては、宿泊客や事業者の理解のためにも、使途を見える化すること、費用対効果を示すことが必要であるとの意見が多く出された。
- また、そのためには、市全体や各地域の明確なビジョン、将来像を示す事の重要性に関する意見もあった。
- 具体的な使途として二次交通の整備、景観・環境の整備、温泉施設の維持管理、地域の観光戦略に基づき推進する人材の確保などに関する意見があった。
- 一方で、明確な目的のないまま効果の薄い事業に使われること、市内他地域の事業に使われること、市職員の人件費に使われることなどへの反対の声もあった。

主な意見

観光自主財源の導入に対する意見

【観光自主財源の必要性、導入可否について】

- 混雑対策や具体的に目に見える整備に使われるのであれば宿泊税は必要。
- 観光に関する財源は必要であり、使途が見える形であればお客様からお預かりすることもできる。一方、使途がはっきりしなければ宿泊客の納得は得られないだろう。
- 導入するならば早くやるべき。
- 豊岡市の財政が成り立たなくなれば城崎温泉も成り立たない。豊岡市が魅力的になるのは良いことである。
- 観光地の魅力を維持する必要がある、宿泊税でそれが維持できれば良いが、負担感によって逆に魅力が低下することは避けられないといけない。
- 日高・神鍋では団体合宿が多いため、段階的定額制など過度な負担とならない配慮が必要である。一方で免税点を設定するなど配慮のし過ぎにより税収が集まらない状況になるのは本末転倒である。

（懸念点）

- 収益性のある事業に税を課すことは、事業者にとって「罰金」のように感じられ、宿泊客や観光客の減少を招く恐れがある。
- 豊岡の観光は抑制が必要なフェーズではなく、観光を促進すべきフェーズでの宿泊税導入は避けるべき。
- 物価高などにより旅行代金が上がっており、さらなる税の上乗せは団体客などの誘致の大きな懸念材料となる。価格面での優位性が薄れている。
- 宿泊税が導入されると低価格という強みが損なわれる可能性がある。市内一律であれば条件は変わらないが、近隣市への流出の可能性はある。
- 市がこれまでどれだけ投資をしてきて、これから何に投資し、具体的にいくら必要なのかが明確ではない。それが示されなければどのような財源にするのかも見えてこない。
- スポーツ合宿は料金をシビアに見ているため利用者や旅行会社が懸念を示す可能性がある。
- 数百円程度ならば宿泊客は何とも思わないのではないかと。ただ1,000円を超えたり、兵庫県も上乗せとなると割高感をもたれる懸念がある。

主な意見

観光自主財源の導入に対する意見（つづき）

【宿泊税以外の財源・日帰り客からの徴収】

- 宿泊客ばかり負担を強いられるのではなく、日帰り客に負担してもらうことも検討してほしい。
- 駐車場など日帰り客への徴収は現実的にはハードルが高いのではないか。
- 城崎温泉では税金という形ではなく、民間で自主的に徴収し積み立てることをやっても良いのでは。

【税制度について】

- エリアごとにやりたい事も特性も違うので、エリア別の税額設定はできないのか。
- 宿泊費によって税額が変わる方が不公平感が薄い。
- キャンプ場があり、テント貸し出しを簡易宿所登録しており、宿泊税の対象となるのか整理が必要であるが、仮に対象となる場合は管理体制の課題や、ホテルとは客層が違うので利用客の納得感などが課題となる。

【入湯税、温泉使用料との関係】

- 入湯税は現在日帰り客は対象外であるが、入湯税の在り方も含めて議論してほしい
- 宿泊税・入湯税・温泉使用料の3本立てとなり、未収が発生した場合に、税ではない温泉使用料の回収の優先度が最も低くならないか懸念となる。
- 城崎温泉にとって核となるのは外湯であり、そのための温泉使用料が重要である。仮に宿泊税が効果の薄い使い方をされて温泉使用料に影響を及ぼすことや、将来的な温泉使用料の値上げが妨げられることは避けてほしい。
- 現場では入湯税よりも温泉使用料の方が聞かれることが多い。
- 宿泊税、入湯税、温泉使用料と3つとることの負担感が大きいと感じられる。現場での説明の負担も大きい。
- 温泉使用料を値上げしてそれを観光財源として活用することはできないか。

主な意見

観光自主財源の導入に対する意見（つづき）

【宿泊客・観光客の理解】

- 近年宿泊税の導入地域が増えており、比較的宿泊客の理解は得やすくなっているのではないか。
- ただとるだけでは理解が得られないが、用途が明確であれば支払いに納得するのでは。
- 宿泊税導入済みの他地域のホテルでの経験ではクレームや宿泊客が減ったという事はなかった。インバウンド客は大阪や京都に泊まってから城崎に来るというルートも多く、既に宿泊税を支払う経験をしている人も多いと考えられる。
- 宿泊税は宿泊料金ではなく行政が課すものということが言えれば、宿泊料金の値上げではないと説明ができるのではないか。
- 現状は入湯税に対しては理解いただけているが、入湯税とは別に宿泊税を徴収となると説明がしにくくなるので、それならば入湯税の超過課税の方が宿泊客に説明しやすい。

（懸念点）

- 宿泊客から拒否された場合の対応や説明などが不安。
- 導入時の行政からの丁寧な説明が不足すると、宿泊施設での説明の負担が大きくなる。
- 現場でややこしくなる制度は避けてほしい。
- 入湯税、温泉使用料に加えて宿泊税となると分かりにくさがある。お客さんから徴収する時には名目を1つにまとめるなど分かりやすい制度にできないか。分かりにくい制度設計となると、城崎温泉は余計な負担が発生するという口コミによって客足が遠のくことが心配である。
- 様々な料金が上乘せされることは、特に外国人への説明が難しい。
- 海外からの観光客などは追加料金となることに敏感な場合がある。

主な意見

観光自主財源の導入に対する意見（つづき）

【導入する場合の徴収・納税事務について】

- 仮に宿泊税とする場合、徴収時のオペレーションが手間にならないか。
- 現在は事前のオンライン決済のみで受けているが、そこに宿泊税の徴収事務が加わるとどうなるかが見えないため不安を感じる。
- 宿泊費の事前決済が主流となるなか、宿泊税のみ現地決済することは手間である。
- 旅行代理店等での事前説明がない場合、当日フロントでトラブルとなることが想定される。
- 同じグループの別施設がある地域で宿泊税の導入が決まっており、システム等の対応を進めているところである。事前決済が済んでいて宿泊税のみフロントで徴収する場合の人員の配置や、決済手数料などの宿泊施設の負担がある。宿泊税を現地で現金払いとなると宿泊客にとっても手間となる。報奨金の設定など施設、宿泊客共に負担とならない方策を検討してほしい。
- 一棟貸しの場合、予約時に人数を申告してもらっているが答えない人もいる。現状は負担軽減のためできるだけ宿泊客と直接対面しないオペレーションとしているが、人数把握などの手間が増えるのは煩わしい。
- 面倒な手続きが無いようにしてほしい。お客さんに宿泊税を別にとると説明するのは大変なので宿泊費の中から税額分を市に収めるという事は出来ないか。民宿のような施設にとって負担にならない制度を検討してほしい。
- 予約システム、経理システムは同じグループ内の他施設と共有のため、大規模なシステム改修が必要となり、その費用が負担となる。宿泊税導入済み地域にある他施設では費用面の課題からシステム改修できずアナログ的な回収にせざるを得なかったため、従業員の負担となり、不満も出ているという話を聞いている。
- 一律定額制の方が事務負担は少ない。
- 申告にあたって行政の様式にとられることは負担を感じる。
- 申告の際に日ごとの宿泊人数を報告する必要があるれば面倒を感じる。現在使っている帳簿を使ってそのまま申告できるのであればそこまで手間には感じないだろう。
- 納税時に手続き上のミスなどによりペナルティを受けることが怖い。事業者が正しく納税できるようフォローが欲しい。

主な意見

使途・仕組みに対する意見

【使途について（総論）】

- 宿泊税をとることよりも何に使うのが重要である。
- どう使うかを議論する場が重要である。
- 既存の入湯税や税金が観光インフラの整備などに本当に使われているのか疑問であり、DMOの人件費などに使われるのではという懸念がある。
- 余った税収をその年度内に使い切らなければならないのは効果の薄い事業に使われることになりかねないので、翌年に繰り越しできる仕組みも必要。
- 目先の修繕だけでなく、将来の町の姿を見据えた投資が必要である。
- 地域を持続可能にする観点で将来に向けての投資のために活用したい。
- 外向け（観光客、インバウンド客）の発信ばかりでなく、足元の需要への対応も必要である。
- 宿泊税ならば宿泊施設のために使うべきであり、そうでないならば観光税とすべきではないか。
- 新たな税収が入ったからと言って既存の予算を減らすことは避けてほしい。
- 税金として無駄に使われるのであれば反対であるが、使途に対して意見が言えるのであれば賛成する。

【使途の見える化】

- 何に使われているか分かりやすくすることが重要。
- 使途の見える化が必要である。例えば温泉設備の故障時に入湯税が充当されていれば良いが、自己負担で修理となったり、あるいは宿泊税を導入しても職員の給料や関係のない事業に充当されると不満が出てくる。

使途・仕組みに対する意見（つづき）

【税収の配分】

- 宿泊施設が立地している地域のために使われるのであれば良いが、税収が市内の他地域の事業に回ると宿泊客への説明もしづらい。
- 城崎温泉から周辺地域に観光客が流れ、地域全体で底上げする財源に使われるのであれば納得できる。単に税収を上げるだけでなく客の流れ等を分析し、戦略的な投資が必要。
- 城崎温泉が集めた財源を全市にバランスよく分配することは避けて欲しい。各地域でやりたい事業はあり、効果が期待できる投資もあるだろうから、きちんと費用対効果を示し評価する仕組みが重要。
- 配分額が一度決まるとその後は変えづらくなるので、導入前にきちんと決めるべきである。
- 一般財源に紛れないか、他の地域で効果の薄い事業に使われないかという不安がある。
- 税収の配分のためには各地域の将来像やビジョンを明確にすることが重要。城崎以外の地域を城崎レベルへ引き上げるための原資となるならば理解が得られる。
- 年度ごとに各地域のローテーションでまとまった金額を投資するという仕組みがあっても良い。毎年少額で事業をやるよりもまとまった額を投資できる方が大きな効果が期待できる。
- 8割、9割くらいは税を徴収した地域に回してほしい。
- 地域でやりたい事がはっきりしていれば、そのための目標額を集めるために必要な宿泊客を呼ぶことに力が入るだろう。やりたい事が明確でないのは集める側も無責任である。
- 現状では、地域の体制が整っているとは言えないので、その状態で税収を充当しても意味がなさそうなので、まずは体制が整っている地域に投資し、目に見える形で効果を示すことも重要。
- 出石は宿泊施設や温泉施設が少ないため、どのように配分されるのかが気になる点である。仮に何らかの形で徴収した場合でも一度市に吸い上げられ補助金として戻ってくる形では自分たちの町のためにというモチベーションが削がれてしまう。

主な意見

使途・仕組みに対する意見（つづき）

【具体的な使途】

- 城崎温泉ではFRINGEパーキングの整備やそこからのシャトルバスなどを考えている。
- 但東町では土日は出石まで出るのも大変である。バス路線など交通の整備につながれば地域のためにもなる。
- 竹野は鉄道の利便性が高くなく、バスの本数も減っている状況であるため、城崎から一山を超えるのが大変である。二次交通が充実するなど、目に見えて利便性が高まれば良い。病院に行く人など地元にとってもメリットがある。
- 自社での送迎が負担となっている。交通の整備に使ってほしい。
- 電動バイクの様な気軽な移動手段があるとよい。
- バス代の補助による誘客が復活するとよい。
- 温泉施設の建て替えなど観光客への還元が分かりやすいもの。
- そぞろ歩きのための道路整備など町全体の魅力を上げる整備に使ってほしい。
- 外湯の整備・運営に使ってほしい。
- 施設内の温泉の配管などは自社で維持管理をしているが、施設の長寿命化、維持管理などに充当されるとありがたい。
- 公衆トイレの改修、Wi-Fi整備、近年増加しているペット同伴客向けの施設、バイク用駐車場の整備など。
- トイレの整備によって滞在時間延長につなげることが考えられる。
- ゴミ対策など美化活動。
- グリーンツーリズムと結びつき、コウノトリの保護などにつながると豊岡らしさが出るのでは。

主な意見

使途・仕組みに対する意見（つづき）

【具体的な使途（つづき）】

- 豊岡市を1つのセットとして売り出す広告費等に充ててほしい。
- プロモーションのために使うことは避け、観光客が納得できる受け入れ環境整備などに使うべき。
- 宿泊客が近隣の飲食店などに食べに行き交流している。宿泊税が還元されていることが目に見えるようにし、地域の飲食店などにもメリットがある形で使われると良い。
- 地域の戦略づくりやその推進のための人材が乏しいため、それを担う人材の派遣に充ててもらえるとありがたい。
- 観光産業の人手不足対策。
- 事業者同士の交流の機会づくりにつながるとよい。

その他の意見

- 城崎から周辺（神鍋、出石など）へ客を流す動線作りが不足している。地域の連携、地域全体で客を回す視点が不可欠
- 有名な大型観光地をフックにし、その間に神鍋等の体験を組み込むような「売れる理論」に基づいた戦略が必要
- 豊岡市のふるさと納税のクーポンは良いので、もっと使えるところが地元で広がると良い。
- 将来的にJRの廃線や無人化の懸念がある。二次交通以前に、一次交通である駅がなくなれば観光地として致命的である。

勉強会の開催記録

開催概要

■開催概要

回	開催日時	場所	対象・参加人数	講師
1	2025年12月2日 13:00-14:00	・市役所本庁舎	・対象：市民・事業者 ・参加人数：24人	・（公財）日本交通公社
2	2025年12月24日 9:30-11:00	・市役所本庁舎	・対象：市役所職員 ・参加人数：22人	・（公財）日本交通公社
3	2025年12月24日 13:00-15:00	・日高地区コミュニ ティセンター	・対象：市民・事業者 ・参加人数：12人	・（公財）日本交通公社



■勉強会の内容

- ① なぜ観光財源が必要なのか
- ② 日本で利用できる観光財源の例と事例紹介
- ③ 観光財源の使途の考え方
- ④ 質疑応答

当日の主な質問と回答

カテゴリ	代表的な質問（要約）	回答（要旨）
① 住民還元・公共性	住民向け施策に使っている自治体は？	倶知安：住民割（マイナカード連携）に必要なシステム維持・普及啓発等。京都：市民も利用する公共インフラ整備（地下鉄表示板等）に活用。
② 財源の不安定性	年度で税収が変動する不安定さはどうする？	基金化 で平準化（年度跨ぎ投資、市独自に災害・コロナ等の突発対応が可能）。
③ 徴収対象（日帰り）	宿泊税が取れない日帰り客から取る方法は？	陸続きのまちでの徴収は困難。事例は限定的（駐車場税など）。料金所設置はコスト面から非現実的で、宿泊税が現実解になりやすい。
④ 使途：負の外部性対応	ゴミ・混雑などの負の外部性対策にあって良い？	望ましいのは「価値向上の投資」だが、負の外部性対策も可能。観光客のゴミ対策を明言している例あり。
⑤ 課税の負担感	宿泊税と入湯税で、客から二重課税に見える。一本化できる？	入湯税は 法定税で廃止不可 。現実策として宿泊税導入時に入湯税額を減額する対応はあり得る（先行例あり）。
⑥ 負担感・需要影響と納得感	税を足すと客が減るのでは？納得感はどう作る？	導入で客数が減った統計は一般に見られていない。納得感づくりは「税で整備しました」等の 使途の見える化 、事業者が説明できる資料（ポスター/WEB）を行政が用意。
⑦ 税率設計（定額/定率）	先行自治体の税額に幅（400～600円等）があるのは？定率が進まない理由は？	幅は 段階的定額制 による。定率は食事代との切り分け等で徴収事務が煩雑になりやすい。簡便策（例：食事3割とみなす等）を設けるケースもある。
⑧ 徴収・事務負担/システム	現場の手間・システム費用は？徴収頻度は？	基本は事業者→行政の 月次申告納税 （小規模は四半期など弾力運用も）。システム改修費の一部補助、Q&A整備で負担軽減する例あり。
⑨ 地域配分	宿泊施設が少ない地域（出石等）はどう関わる？配分できる？	可能。宿泊エリアと日中観光エリアは一体の魅力として捉え、配分割合（何%をどこへ）を議論して決めるのが重要。
⑩ 進め方（体制・期間）	検討～導入のスケジュール感は？使途検討委員の想定は？	検討委員会～条例～国同意～周知で 全体約2年 が目安。使途検討委員は観光関係団体＋客観性確保の学識経験者1～2名が一般的だが、観光業界以外からの視点も重要である。

観光自主財源の制度設計（案）と 「活用」の方向性

1. 観光自主財源の制度設計（案）

前回までの委員会にて、有力な選択肢として位置づけた「**宿泊税**」について、具体的な制度設計案を整理する

■ 宿泊税における主な検討事項

1

税額（定額・定率）

一律「**円」という定額制や段階的な定額制の他、「**%」という定率制も考えられる。

2

税率

「総務大臣の同意」の要件の1つ「著しく過重な負担となっていないか」に関係する。

3

課税免除・免税点

課税免除：免税対象を設定するか（例：修学旅行、インターンシップ、合宿など）

免税点：一定金額以下は免税とするか否か

「公平性」と対立するが、公益上課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

4

使途・配分

どこまで細かく決めるか？大枠だけ決めて、基金化するなどの方法もある。

使途の決定や管理体制（ガバナンス）等についても、同時に議論が必要となる。

(1) 税額 (定額・定率) / 税率

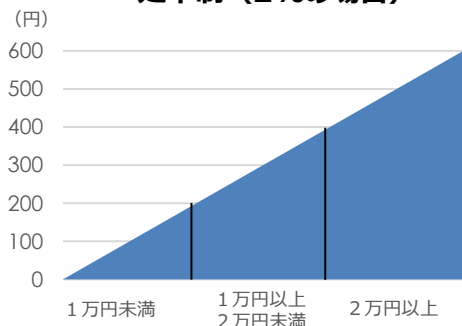
これまでの
議論より

- ✓ 宿泊税は「定額制」が有力
- ✓ 段階的定額制の是非及び段階的定額制を採用する場合の税額区分は継続検討
- ✓ 仮に段階的定額制を採用する場合は、宿泊事業者の負担を考慮し、税額区分はシンプルなものが見たい

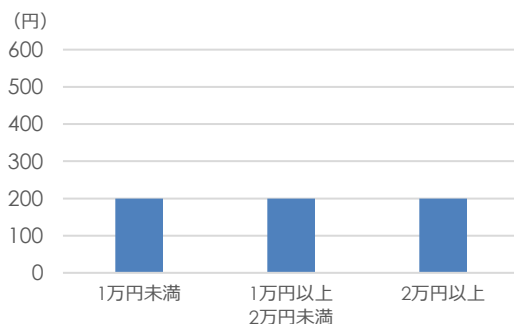
▼参考：各税額パターンのイメージと宿泊税導入済み地域における税額・税率の状況（第2回検討委員会資料より）

▼各税額パターンのイメージ

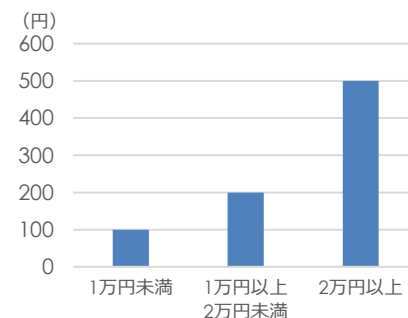
定率制（2%の場合）



一律定額制（200円の場合）



段階的定額制（長崎市の例）



▼2025年4月までの宿泊税導入済み地域における税額・税率の状況（※市町村のみ）

	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
税額	■段階的定額制	■段階的定額制	●定率制	■段階的定額制	◆定額制	■段階的定額制	■段階的定額制	◆定額制	◆定額制
税率	1人1泊について、 宿泊料金が ① 2万円未満：200円 ② 2万円～5万円未満：500円 ③ 5万円以上：1,000円 ※2026年3月以降、 制度変更予定	1人1泊について、 宿泊料金が ① 5千円未満：課さない ② 5千円以上2万円未満：200円 ③ 2万円以上：500円	1人1泊または、1部屋1泊の宿泊料金の2% ※2026年4月以降同 3%	宿泊者1人1泊につき、 ① 宿泊料金2万円未満：200円（うち県税50円） ② 宿泊料金2万円以上：500円（うち県税50円）	宿泊者1人1泊につき200円（うち県税50円）	1人1泊について、 宿泊料金が ① 1万円未満：100円 ② 1万円以上2万円未満：200円 ③ 2万円以上：500円	1人1泊について、 宿泊料金が ① 5千1円未満：100円 ② 5千1円以上2万円未満：200円 ③ 2万円以上5万円未満：500円 ④ 5万円以上10万円未満：1,000円 ⑤ 10万円以上：2,000円	宿泊者1人1泊につき200円	宿泊者1人1泊につき200円

(1) 税額 (定額・定率) / 税率

1) 税額

- 先行自治体の税額と同水準の税額であれば、総務省同意は得られやすいと考えられる
 - 先行自治体以上の税額水準の場合、総務省同意が難航する可能性がある

▼宿泊費1万円/人の時の税収額 (一律定額制を採用する主な宿泊税導入自治体)



仙台市で宿泊した場合、1人1泊300円だが、うち、仙台市分200円、宮城県分100円となる

▼総務省同意要件

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- (3) (1)及び(2)のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

先行自治体の導入状況を勘案すると、
「宿泊費1万円に対して**200円** or **300円**」が税額検討の土台となる

(1) 税額 (定額・定率) / 税率

- 将来予測 (人泊数・物価上昇) を加味した税収試算を行った結果は以下の通り

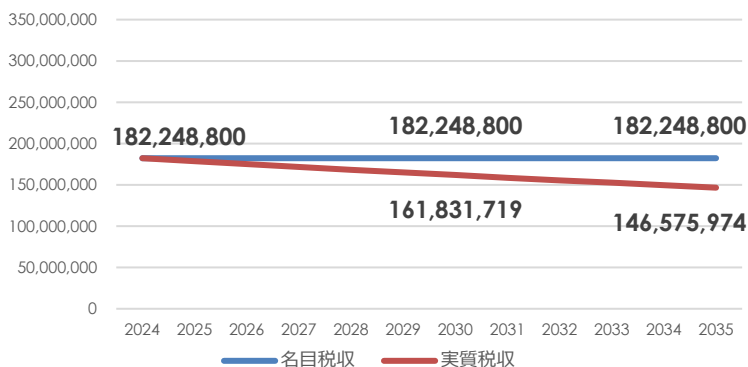
税額200円

- 人泊数が維持される場合、2035年の名目税収は約**1.82億円**、実質税収は約**1.46億円**
- 人泊数がコロナ禍以降の線形トレンドに沿う場合、2035年の名目税収は約**2.22億円**、実質税収は約**1.78億円**

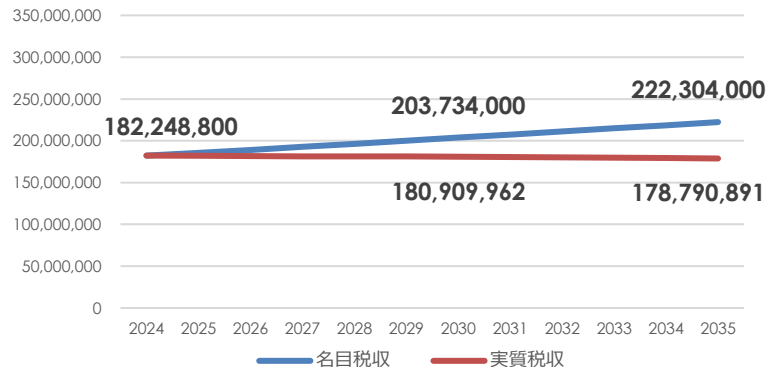
税額300円

- 人泊数が維持される場合、2035年の名目税収は約**2.73億円**、実質税収は約**2.19億円**
- 人泊数がコロナ禍以降の線形トレンドに沿う場合、2035年の名目税収は約**3.33億円**、実質税収は約**2.68億円**

シナリオ①：人泊数「現状維持」

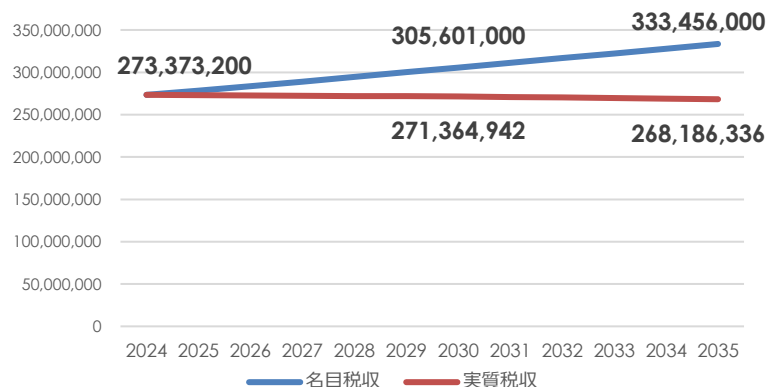
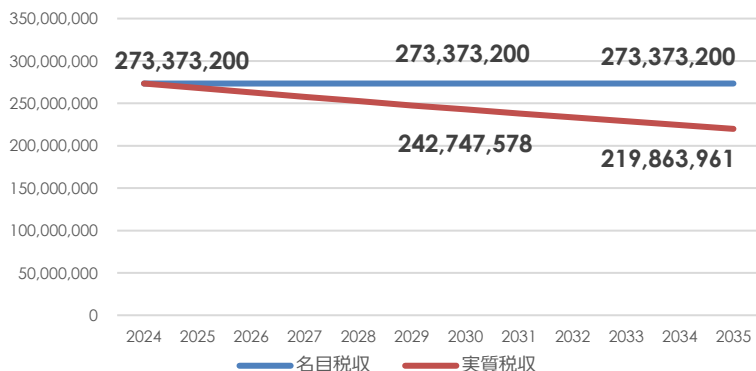


シナリオ②：人泊数「線形予測」



税額
200円

税額
300円



前提条件▶

人泊数のシナリオ

- シナリオ①：人泊数が現状維持
- シナリオ②：コロナ禍以降の人泊数のトレンドを加味した線形予測

税額

- 200円
- 300円

物価上昇

- 物価上昇を「2%」とし、デフレーターを設定
- ※延べ宿泊者数実績のある2024年を基準年度

(1) 税額 (定額・定率) / 税率

2) 税額区分

■ 段階的定額制を設計する際の「論点」

- ✓ 段階の場合でも**できるだけシンプル**にしたほうが良い (第2回委員会意見より)
- ✓ 段階を細かく設けると、定率制と同じ課題 (事業者の作業負担) が出てくる (第2回委員会意見より)
 - ▶ 「平日/休日」や「ピーク/オフピーク」時の価格調整の際に影響がある税区分は極力避けることが望ましい
- ✓ 最低水準は200円程度が一つの目安で、段階もなるべく少なく設定すべき (第2回委員会意見より)

■ 先行自治体の税区分事例

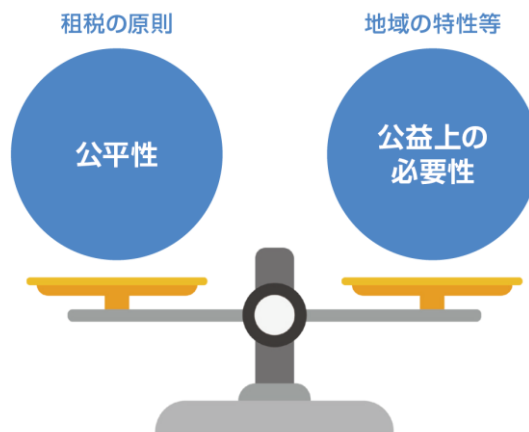
	京都市	金沢市	福岡市	長崎市	二セコ町
5千円未満		課税なし		100円	100円
5千円~1万円	200円		200円 ※うち、 県税50円	100円	
1万円~1.5万円		200円		200円	200円
1.5万円~2万円					
2万円~5万円	500円				500円
5万円~10万円		500円	500円 ※うち、 県税50円	500円	1000円
10万円~	1000円				2000円

※制度変更予定
(税区分変更)

※制度変更を検討中
(定率制への移行)

(2) 課税免除・免税点

- 一定の条件なら課税しないのが「課税免除」、一定金額に満たなければ課税しないのが「免税点」となる。
- 地方自治体にはある程度の裁量があるが、どちらも租税の原則の1つである「公平性」と対立するため、一定の理論武装が必要となる。



2025年4月までの宿泊税導入済み地域における課税免除・免税点の状況（※市町村のみ）

	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
課税免除	①修学旅行その他学校行事 ②保育所、認定こども園、その他保育事業を行う施設	なし	①修学旅行その他学校行事 ②大学、高専、専修学校の生徒・学生による職場体験	なし	なし	①修学旅行その他学校行事 ②その他市長が認める者	①修学旅行その他学校行事 ②その他町長が必要と認める者	なし	①小学生以下 ②修学旅行などの宿泊を伴う学校行事 ③市長が災害などにより避難が必要と認めた人 ④その他公益上市長が特に必要と認める人
免税点	なし	5千円未満	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

2. 観光自主財源「活用」の方向性

第1回委員会資料より

■各地域で取り組むべき課題と豊岡市全体で取り組むべき課題

- 2024年度に各地域で策定された地域観光戦略により、地域ごとの課題と対応策が一定程度整理されている。
- これらの課題の中には、各地域単独で取り組むべきものに加え、豊岡市全体で取り組むことにより、より効果的かつ効率的に解決できるテーマも多く存在する。
- したがって、今後の観光振興施策の検討においては、「豊岡市全体で取り組む施策」と「各地域で取り組む施策」を整理し、双方を連動的に推進していくことが重要である。

(例) 豊岡市全体で取り組むことが効果的・効率的と考えられるテーマ

周遊・二次交通の整備

地域間を結ぶ交通ネットワーク強化
観光周遊ルートの開発と案内整備

マーケティング

豊岡市観光のブランド強化と一元的発信
インバウンド観光誘客
閑散期対策・需要の平準化

人材育成

観光人材確保、労働環境の改善
観光事業の後継者育成・確保支援

第1回委員会資料より

■全市共通で活用できる財源と、各地域で活用できる財源の両立

- 前記のとおり、市全体で取り組むべき施策と、各地域で取り組むべき施策の双方が存在する。
- したがって、観光財源の活用にあたっては、① 豊岡市全体で取り組む戦略的施策に充当する「全市共通枠」と、② 各地域で取り組む個別施策に充当する「エリア別枠」とに区分することが考えられる。

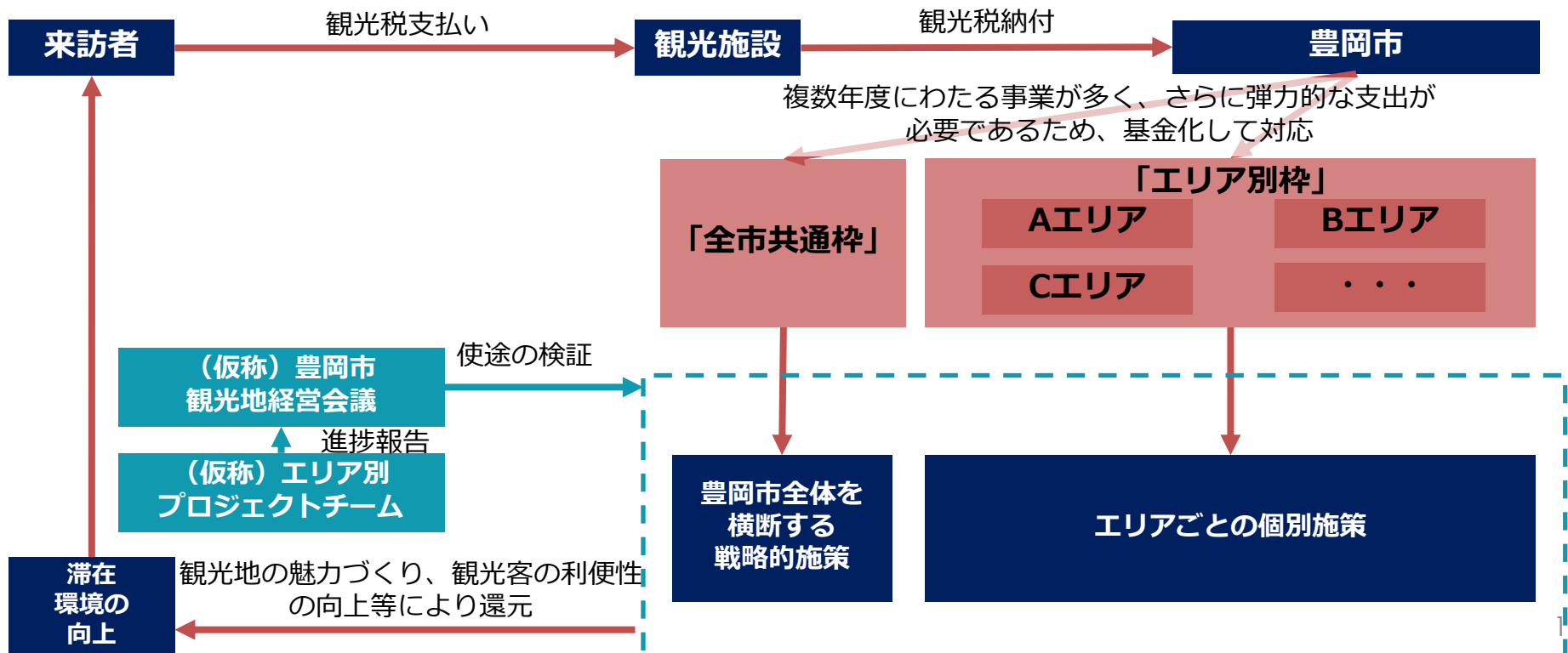


第1回委員会資料より

■基金を活用した全体運用イメージ

- 具体的には、観光財源を「全市共通枠」と「エリア別枠」に区分して管理する。各基金を通じて事業を実施することにより、市全体の戦略的取組と地域特性に基づく施策を両立させる仕組みが考えられる。
- 財源の一定割合を全市共通枠として積み立て、残額を原則として税金が発生したエリア*に帰属させる形とすることで、市全体の連携と地域特性の両立を図ることができる。

*エリア区分は、それぞれのエリア(複数の地域を一つのエリアとすることも想定)の魅力や課題を前提としつつ、一定額以上の観光財源が確保されるかという観点から設定



「活用」に関する第2回検討委員会での意見

“

課題が明確で投資方針が描けている地域もある一方で、何に使うか定まりにくい地域もある。税金の少ない地域が何もできない構図にならないよう、制度設計上の配慮が必要である。

“

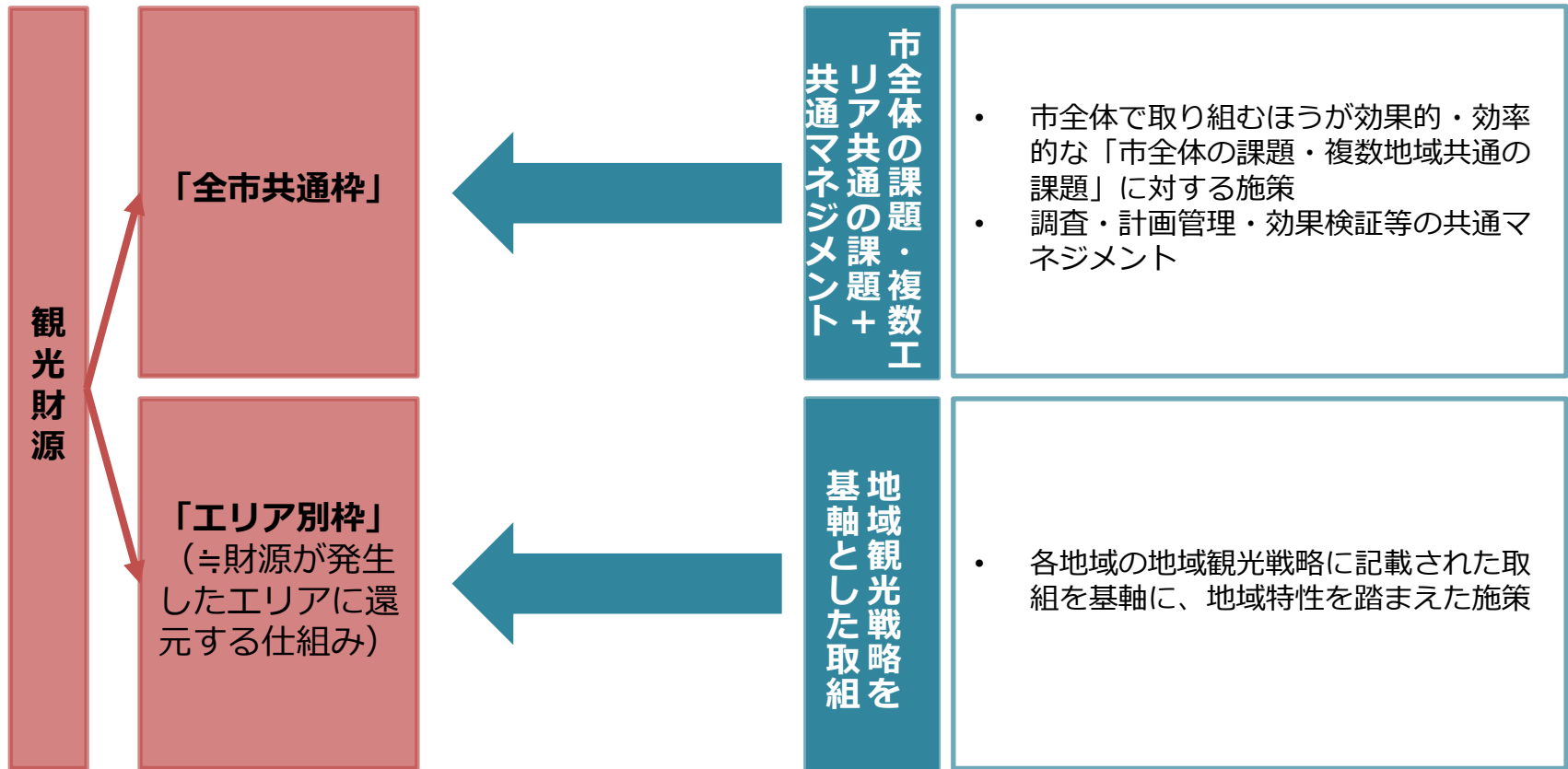
税金が多いエリアが価値のあるエリア、税金が少ないエリアが何もできないという構図は避けるべきである。

“

定額制の場合、宿泊者数の増加が税金増につながるため、城崎の需要平準化と、他地域の宿泊者数増（競争力向上）を両輪として「パイを大きくする」視点が重要である。

配分の枠組み：「全市共通枠」と「エリア別枠」の再整理

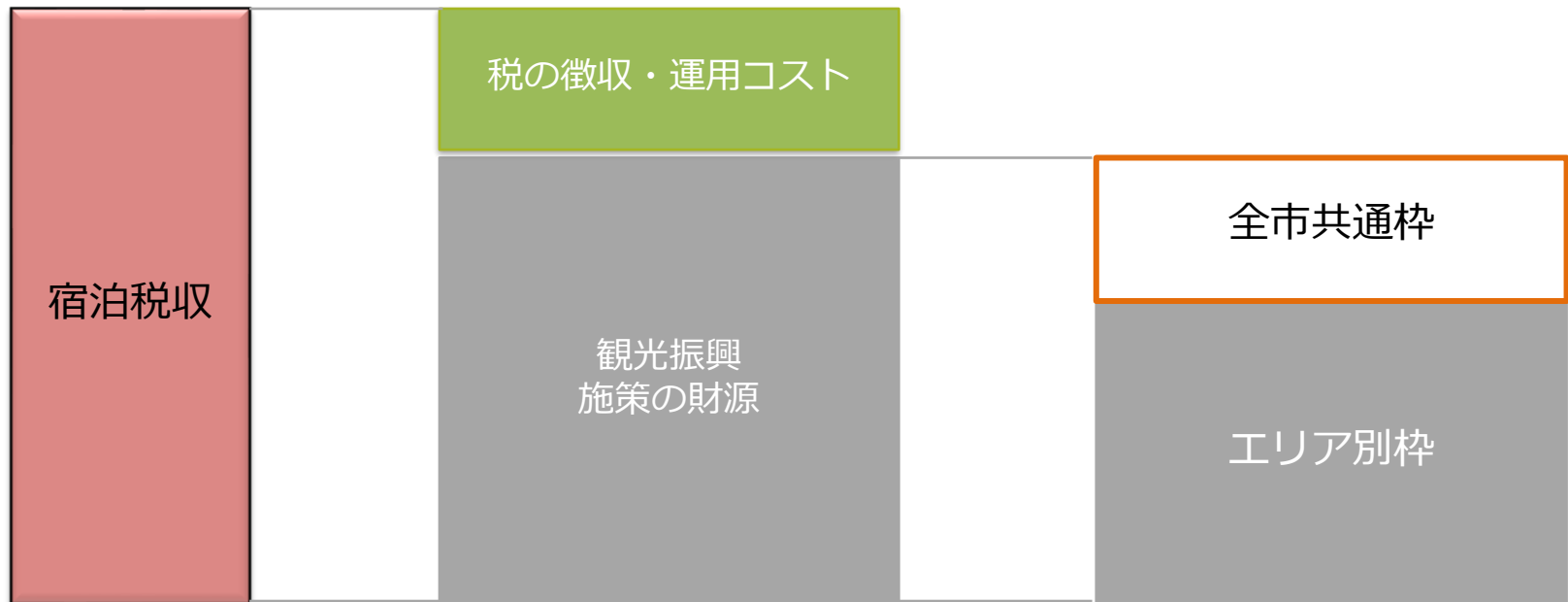
- 宿泊税の活用を考えるにあたっては、各エリアの地域観光戦略も踏まえて、どの取組を市全体で進めるか（共通のマネジメントを含む）、どの取組をエリア単位で進めるかを整理し、双方を連動的に推進していくことが重要。
- この観点から、宿泊税収を「全市共通枠」と「エリア別枠」からなる二階建て構造で管理・活用する。
 - エリア別枠は、地域観光戦略の内容を基軸に、優先順位を設け、充当する。
 - 全市共通枠は、市全体の課題・複数エリア共通の課題および共通マネジメント（調査・計画管理等）に充当し、市全体の競争力向上や人泊数拡大につながる施策を推進する。



※なお、地域観光戦略に記載された取組であっても、施策の性質により全市共通枠として取り上げて実施することがあり得る
また、地域観光戦略に記載された取組であっても、すべての取組を観光自主財源を活用して実施するとは限らない

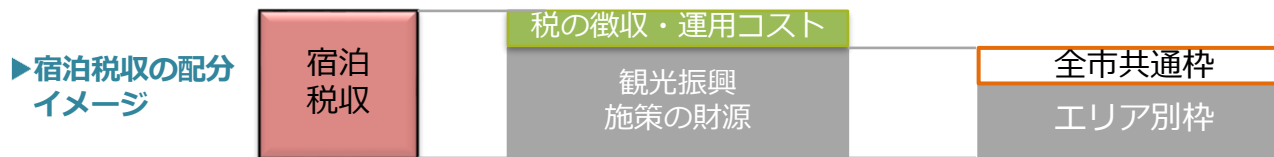
運用コストについて

- 宿泊税の導入及びその運用については、「税の徴収・運用コスト」が必要となる。
- 「税の徴収・運用」に係る費用（コスト）は、宿泊税収（総額）から先に控除し、残額を全市共通枠・エリア別枠に配分することを前提とする。



必要な運用コスト等

- 宿泊税導入及びその運用については、下記の費用が必要となる。
- なお、「中長期的な戦略／計画の設定」は全市共通枠（共通マネジメント）として扱う。



▼「税金の徴収・運用」及び「中長期的な戦略／計画の設定」に係る費用イメージ

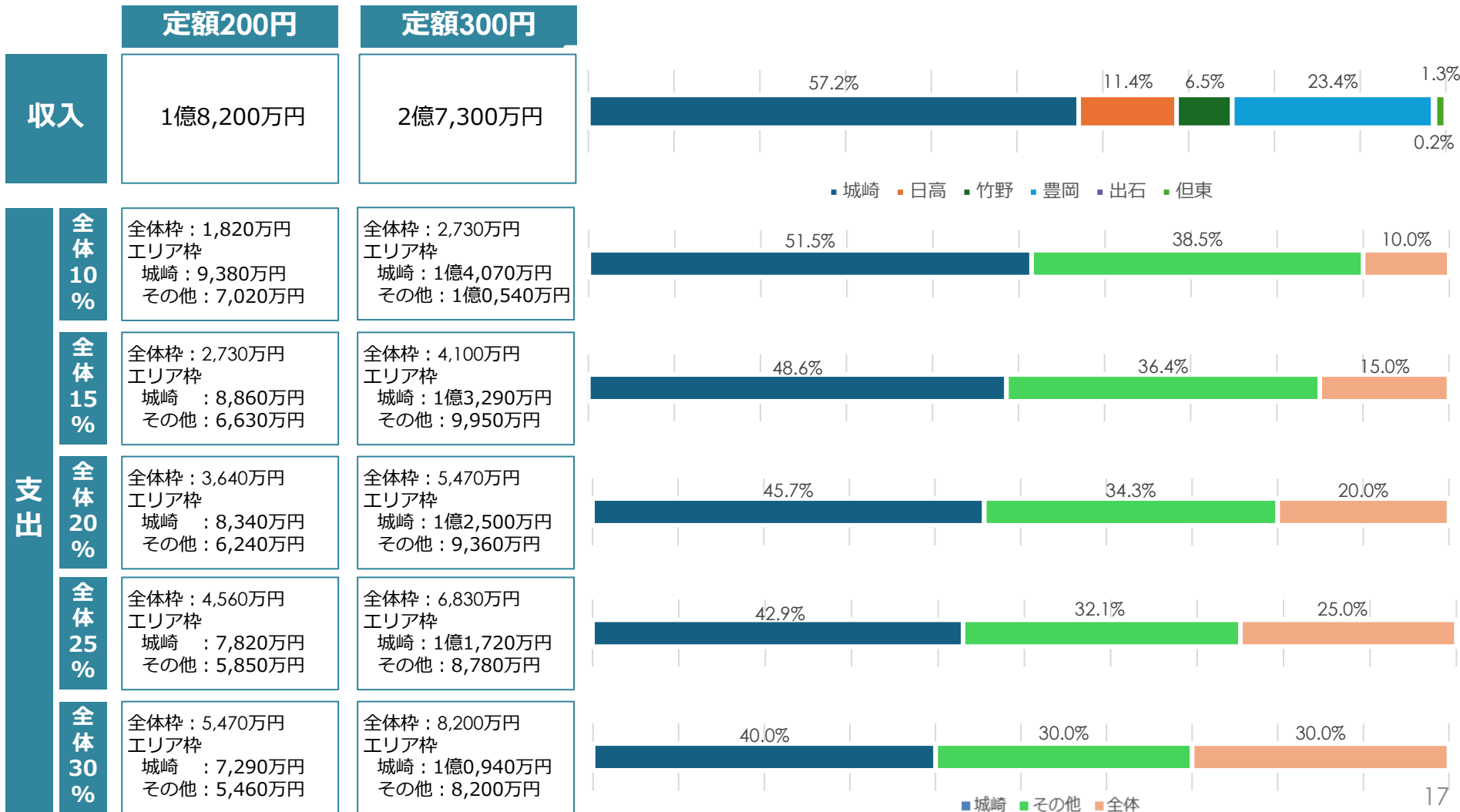
		費用		備考	
		平年度の費用	初年度の追加費用		
全体から引いたうえで 全市共通枠・エリア別枠に配分	税金の徴収・運用	徴収管理システム（市）	●万円	+ ●万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊税を適正に徴収、納付管理を行うため、徴収管理システムなどの事務事業費 ● 宿泊税導入前または、同時の支出ということもあり、一般財源を用いる事例もあり
		特別徴収義務者への報奨金	<ul style="list-style-type: none"> ● 税額200円：450万円 ● 税額300円：680万円 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付率は2.5%の設計が多い
		宿泊税の周知啓発	●万円	+ ●万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 初年度 = 説明会・多言語掲示・制度理解促進を厚めに実施 ● 平年 = 掲示物更新等
		システム改修費（事業者向け補助金）	なし	+ ●万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊税導入前または、同時の支出ということもあり、一般財源を用いる事例もあり
全市共通枠に配分	中長期的な戦略／計画の設定	各種調査	500万円	なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 日帰り客等の把握のための観光指標データ購入費用
		使途計画推進支援	200万円	なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 初期の策定は宿泊税導入前だが、随時のアップデートが必要になるため、その費用
		観光地経営会議の運営	300万円	なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員報酬、支援業務委託費等
合計			●万円	●万円	

具体的な配分割合：定額200円又は300円宿泊税を例に

- 「全市共通枠」として、各地域で発生した税収から一定割合を拠出する。
- さほど税収の大きくない城崎地域以外は、「その他共通枠」として一括管理することも考えられる。

前提

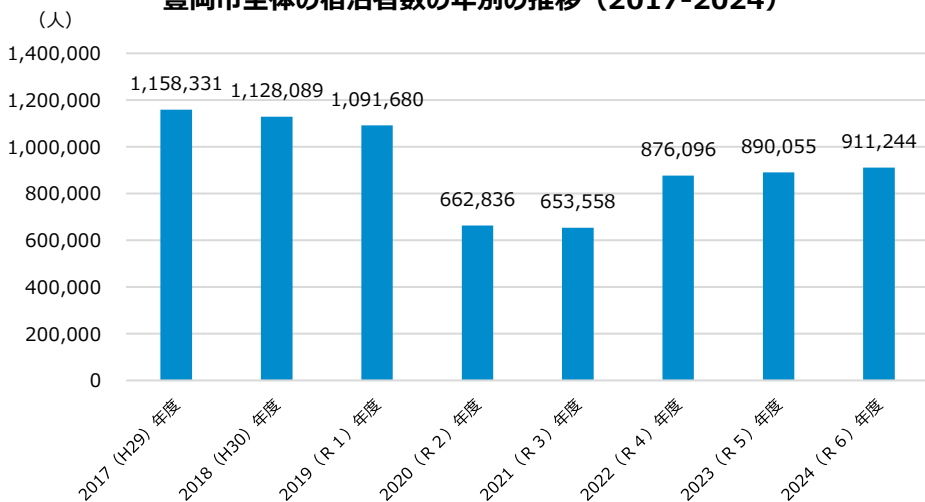
- 宿泊税：定額200円・300円で計算
- 宿泊者数：911,244人（2024年度実績）
- 実際には、税の徴収・運用コストは税収総額から控除したうえで配分



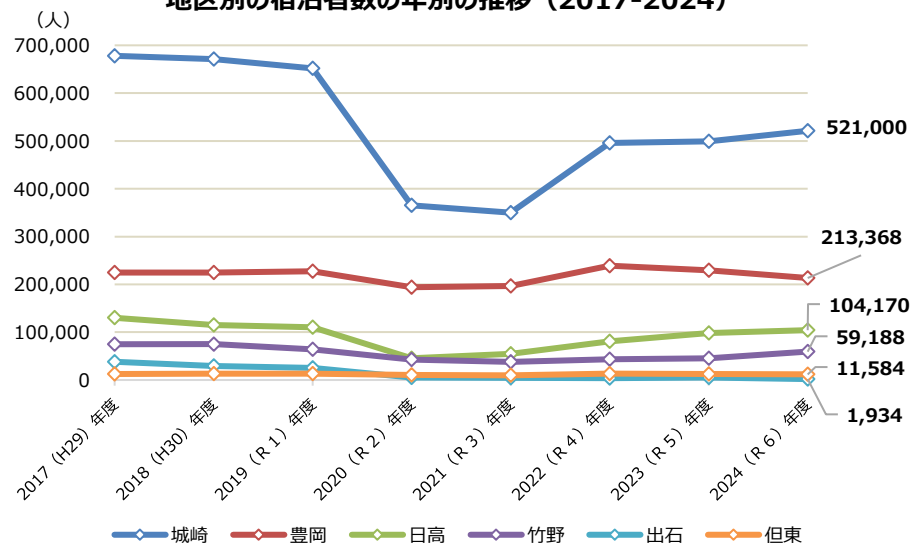
(参考) 豊岡市宿泊者数に関するデータ

【宿泊者数の推移（市全体・地域別）】

豊岡市全体の宿泊者数の年別の推移（2017-2024）



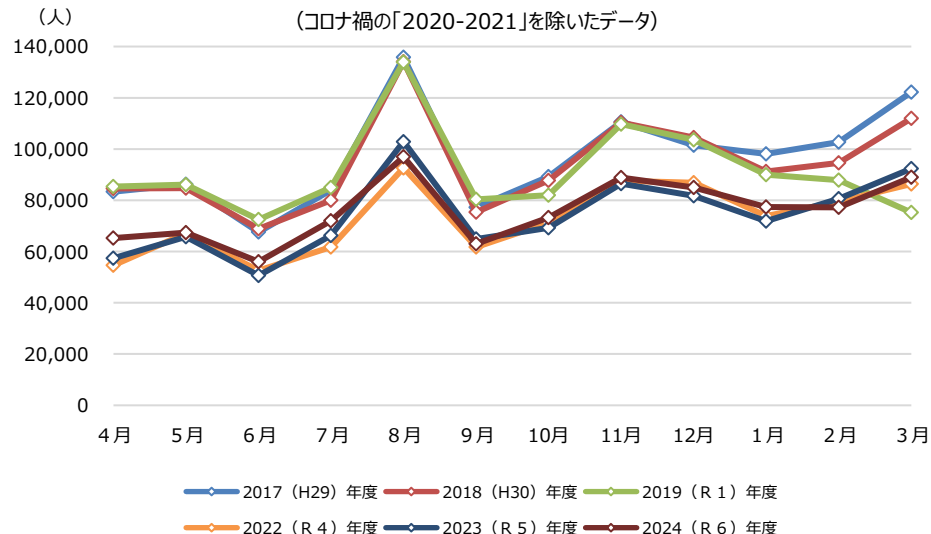
地区別の宿泊者数の年別の推移（2017-2024）



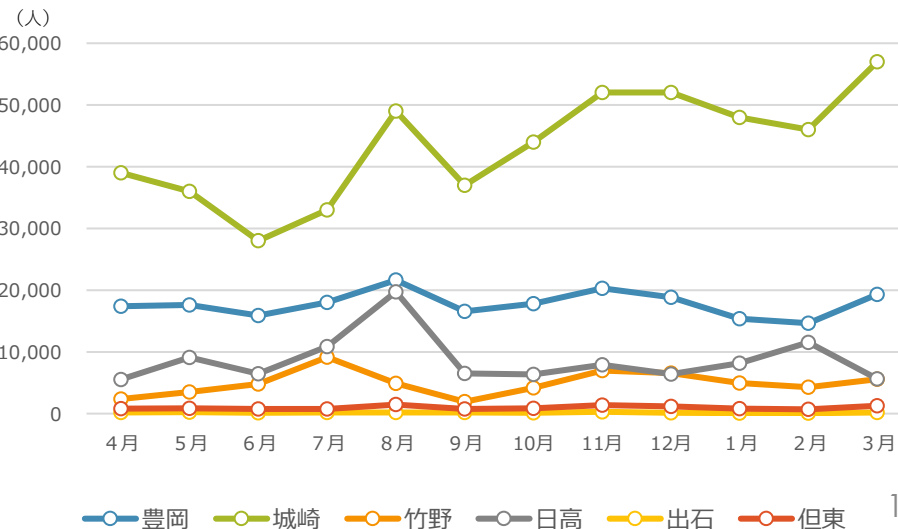
【月別宿泊者数（市全体・地域別）】

豊岡市全体の月別宿泊者数（2017-2024）

(コロナ禍の「2020-2021」を除いたデータ)



地域別の月別宿泊者数（2024）



1

宿泊税の制度設計について

- 「一律定額制」 or 「段階的定額制（金額区分）」
- 具体的な税額
- 課税免除・免税点

2

配分について（全体）

- 税運用コスト＋全市共通枠＋エリア別枠の考え方について
- 全市共通枠とエリア別枠の配分割合について

3

エリア別枠について

- エリア別枠の考え方（6エリア OR 城崎＋1エリア OR その他）
- 地域ごとの配分割合への日帰り客数の考慮について

(参考) 今後整理すべき課題

次頁以降、第4回検討委員会以降で整理すべき課題を参考として提示

今後整理していく課題とポイント

1 既存税等との整理について

- 入湯税の減額及び日帰り客への課税について（制度変更・実務面における課題）
- 宿泊税・入湯税・温泉入浴料の3段階の料金について（城崎地域のみ）

2 意思決定・検証の仕組み

- 計画→事業→検証のサイクル

3 特別徴収義務者（事業者）への支援について

- 徴収に係る報奨金（交付金）について
- 徴収に係るシステム改修補助やDX化支援について

入湯税の減額及び日帰り客への課税の実施について

- 現行の豊岡市の入湯税制度は以下の通り

【現行の豊岡市における入湯税制度】

- 一般客 : 一人一日150円
- 修学旅行等 : 一人一日50円

右記の通り、日帰り客は利用料金が1,000円以下の場合には課税免除となっており、実質的に多くの日帰り入浴者は免除となっている

税率

一人一日150円

修学旅行等によるもの 一人一日50円

(ただし、引率教員の付添い証明書を有する場合)

課税免除

年齢が12歳未満の者

共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

日帰り利用の客で利用料金が1,000円以下(消費税含む)の施設に入湯する者

(参考) 豊岡市における入湯税の使途の状況 (2024年度決算書より)

2 使途の状況	(単位:千円)
(1) 城崎町湯島財産区特別会計繰出金に充当	30,000
(2) 泉源管理費の一般財源に充当	1,460
(3) 防火水槽整備事業費の一般財源に充当	2,593
(4) 消火栓整備事業費の一般財源に充当	8,039
(5) 観光事業費の一般財源に充当	39,926
(6) 各観光施設管理費の一般財源に充当	16,210
計	98,228

宿泊税・入湯税・温泉使用料の3段階の料金について

【与件】

- 宿泊税（一律定額制 or 段階的定額制）が導入される

【現状】



【宿泊税導入】



※ 温泉使用料は、あくまで任意的に各宿が宿泊者から徴収している

- 宿泊税の導入がなされた際は、宿泊料金に加え、「宿泊税」「入湯税」「温泉使用料」の3つの追加料金の徴収が行われることになる

第2回
検討委員会
での意見

“

徴収事務は宿泊事業者の負担となるため、既存の負担（入湯税・温泉使用料）との関係も含め、できる限り説明しやすい形に整理してほしい。

入湯税の減額及び日帰り客への課税の実施について

- ・ 宿泊税の導入により、入湯税の減額を行うといった措置が可能である

【前提】

- ・ 入湯税は法定税（地方税法で税目・課税要件が定められている税）のため、自治体が独自に税目そのものを廃止することはできない。
- ・ 一方で、税額（税率）の変更は条例改正により自治体の判断で可能。

【参考事例】

- ・ 福岡市においては、「宿泊税の創設に伴う、納税義務者の二重の負担について、軽減を図るため、以下の税率とすることが適当である（※）」とし、入湯税を減額している
- ・ 一方で、福岡市以外の自治体においては、「入湯税と宿泊税は用途、目的、課税客体などが異なる」等の理由により、入湯税の減額は行っていない

（※）出所「[福岡市宿泊税に関する調査検討委員会 報告書](#)」

【福岡市事例】

	宿泊税導入前	宿泊税導入後
宿泊客	150円	50円
日帰り客	50円	50円

- ・ なお、入湯税収入の実績や制度変更による収入額見込みは以下の通り

● 現状

入湯税収入額 **約9,000万円**（2025年度予算額） *入湯者数を約60万人とする

● 宿泊客向け入湯税を150円→100円とした場合

入湯税収入額（宿泊者分） **約9,000万円 ⇒ 約6,000万円**

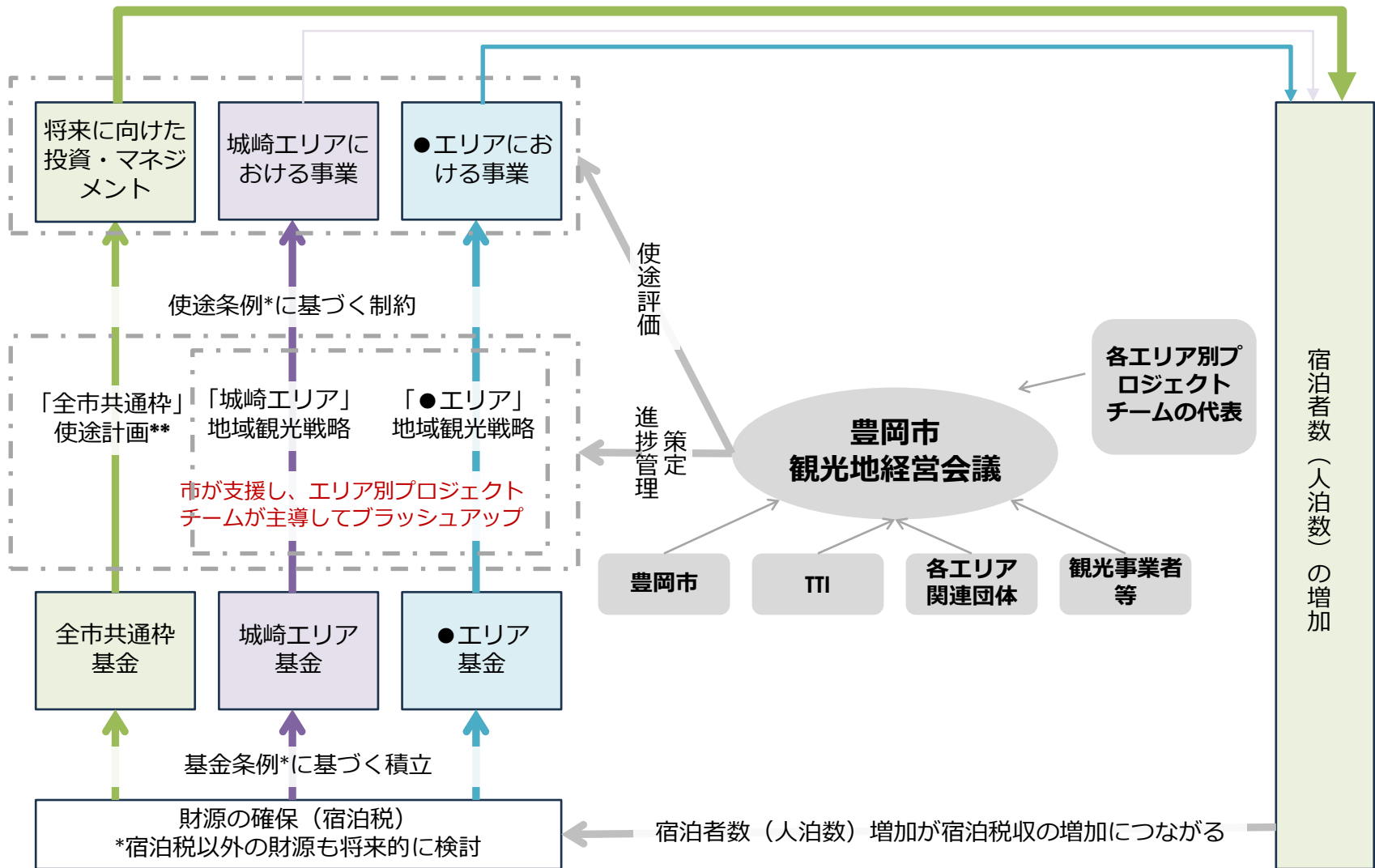
● 日帰り客より100円徴収した場合

入湯税収入額（日帰り客分） **約9,000万円 ⇒ 約14,400万円**

（第2回委員会資料2-1より）

意思決定・検証の仕組み

- 宿泊税活用における意思決定・検証の仕組みは、①財源の管理（基金）→②事業実施（用途条例・用途計画）→③進捗管理・検証（観光地経営会議）という三つの要素から構成することを想定する。

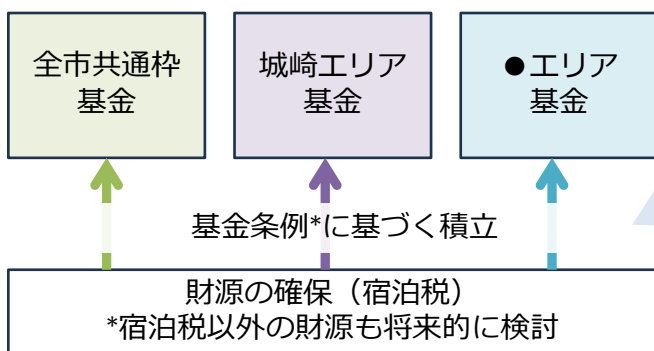


*複数の基金は同一の基金条例によって設立可能。また、基金条例と用途条例は同一の条例とすることも可能。

**調査・計画策定・進捗管理・効果検証等の共通マネジメントに要する経費は、全市共通枠として整理する。

意思決定・検証の仕組み：①財源の管理（基金）

- 宿泊税収はすべて基金として積み立てて管理する。
- 基金は、用途の性質に応じて、全市共通枠に対応する基金、特定のエリアに帰属するエリア別基金といった形で区分して設ける。
- これにより、税収を単年度で使い切るのではなく、中長期的な視点で計画的に活用できる財源として管理することが可能となる。



■ 用途条例記載イメージ

(基金の設置)

第●条 次のとおり基金を設置する。

種類	目的
全市共通枠基金	・・・
・・・基金	・・・
・・・基金	・・・

(積立て)

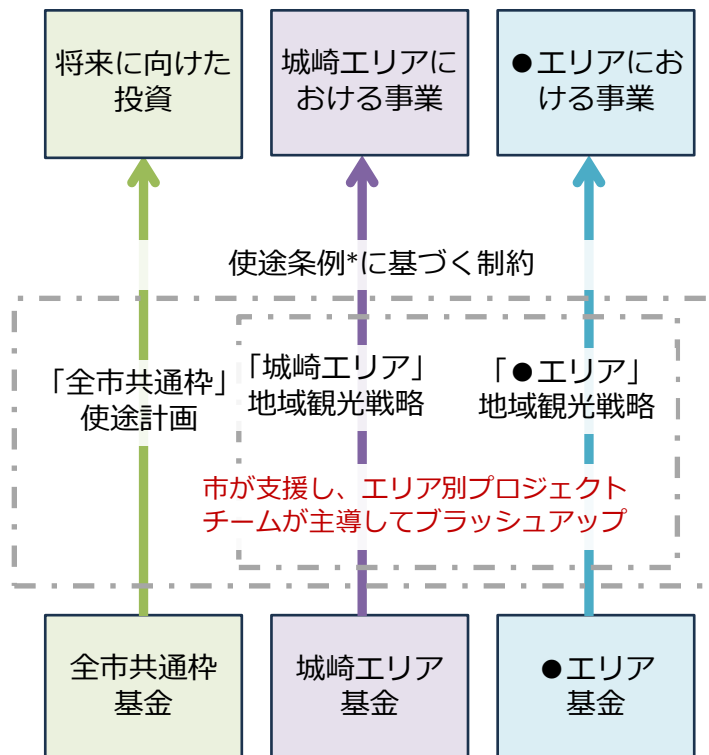
第●条 毎年度基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 全市共通枠基金は、●の規定により徴収する宿泊税の額に100分の●を乗じて得た額に相当する額。

(2) ・・・

意思決定・検証の仕組み：②事業実施（使途計画）

- 基金から実際の事業に充当する段階では、使途計画に基づいて実施する。
- 使途計画は、全市共通枠およびエリア別枠それぞれについて、中長期的な投資方針や優先順位を整理した計画であり、単なる方針文書ではなく、使途条例によって法的に位置づけられる計画である。
 - 全市共通枠の使途計画は、市全体の将来に向けた投資及びマネジメントの方向性を示す計画として、各エリアからの意見を踏まえつつ、豊岡市が策定主体となって作成する。
 - 各エリアの使途計画は、エリアごとの現状課題への対応を具体化した「地域観光戦略」を、エリア別プロジェクトチームが主体となり、豊岡市が伴走支援を行いながらブラッシュアップする。



■使途条例記載イメージ

(処分)

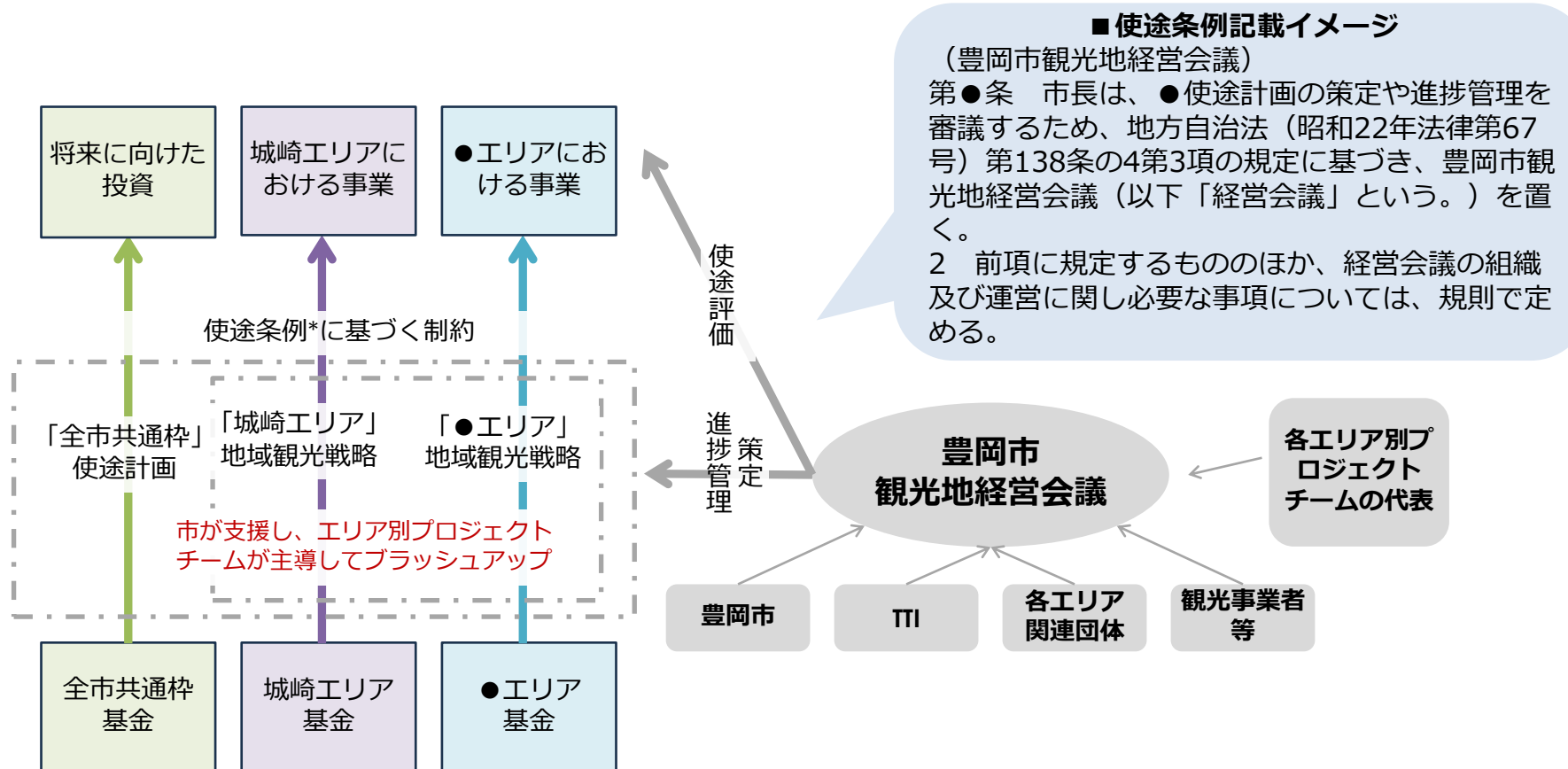
第●条 基金は、次の各号に掲げる事項の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) ●使途計画に定める事項を推進するための事業に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的に照らし市長が必要と認める費用

意思決定・検証の仕組み：③進捗管理・検証（観光地経営会議）

- これらの計画策定および観光振興事業全体について、進捗管理と検証を行う場として「豊岡市観光地経営会議」を設ける。
 - 観光地経営会議は、全市共通の用途計画と、各エリアの地域観光戦略との整合性を確保するため、各エリアからの意見や課題を共有し、全市的な取組に反映する。また、実施した事業の効果や成果を検証する。
 - 特に、全市共通枠に関する取組については、エリアごとにさまざまな意見や期待が生じることが想定されるため、エリアの視点を踏まえながら、市全体としての戦略性を確保する調整の場とする。



(参考) 事業者の事務負担の軽減に関する事例共有

① 特別徴収交付金制度

- 宿泊税の特別徴収に当たり宿泊事業者には、新たな徴収に係る労力等に対して、導入先行自治体では、納入金額に応じて交付金等を交付している。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収奨励金
交付額	<p>納付された金額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p>【交付上限額】100万円</p>	<p>①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5%</p> <p>②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0%</p> <p>③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.0%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p>【交付上限額】200万円</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p>※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算。</p> <p>【交付上限額】前期、後期それぞれ50万円</p>	<p>①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5%</p> <p>②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0%</p> <p>③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.0%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>【交付上限額】50万円</p>

常滑市資料より引用

https://www.city.tokoname.aichi.jp/res/projects/default_project/page/001/007/171/1sykuhaku_siryou1.pdf

(参考) 事業者の事務負担の軽減に関する事例共有

②システム改修費整備補助金

- 宿泊税の特別徴収に当たり宿泊事業者には、新たにシステム等の改修に係る経費が発生するため、導入先行自治体では、システム改修費整備補助金を交付している。

<長崎市の事例>

補助率制度名称	長崎市宿泊税システム整備費補助金
補助率・限度額	補助率：2分の1 補助限度額：50万円
補助対象経費	宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費（消費税及び地方消費税を含まない）
整備対象例	<ul style="list-style-type: none">• レジシステムの改修及び構築• ソフトウェアの購入• PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器（※プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器は、印刷或いはスキャン機能を主とし、一般的にプリンター、スキャナー、複合機と呼称される製品が対象となる。）• POS レジ、モバイル POS レジ、宿泊税用券売機

長崎市資料をもとに作成

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/uploaded/attachment/25509.pdf>

「(仮称)豊岡市観光自主財源導入計画」の骨子(案)

資料 4

項目	内容
I. 豊岡市観光を取り巻く概況	①豊岡市の財政状況 ②豊岡市の観光概況 ③観光財源の必要性
II. 観光財源に関する整理	①観光財源の種別 ②観光財源導入のプロセス
III. 観光財源に関する議論・ニーズ等	①来訪者視点（アンケート） ②地域視点（ヒアリング） ③観光地経営視点（検討委員会）
IV. 豊岡市における観光自主財源	豊岡市において選択される効果的な財源の種別を記載（宿泊税を想定）、 想定税収
V. 制度設計	税導入目的／課税客体／特別徴収義務者／徴収方法／課税標準／税率／課 税免除／免税点等
VI. 使途決定のプロセスとガバナンス	・使途の方針 ・使途決定のプロセス案 ・財源の管理体制案
VII. 今後のスケジュール	・財源導入に向けたスケジュール